

○議事日程 (平成二十八年三月十八日第二日)

日程第一 会議録署名議員の指名

日程第二 諸般の報告

日程第三 町政一般に関する質問

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

○出席議員

議長 松永民夫

○欠席議員

なし

- 一 番 北倉義博
- 二 番 岩永義仁
- 三 番 長澤龍夫
- 四 番 大橋三男
- 五 番 三田正敏
- 六 番 吉田太郎
- 七 番 早崎百合子
- 八 番 野村永一
- 九 番 田中敏弘
- 十 番 松永民夫
- 十一 番 林輝見
- 十二 番 青山貞一
- 十三 番 水谷久美子

○地方自治法第二百一十一条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長 大橋孝

副町長	長谷川悟
教育部長	並河清次
総務部長	問山孝通
総務部参事兼 総務課長	田中信行
総務部	西川敏明
企画政策課長	渡邊章博
総務部税務課長	野村博治
住民福祉部長兼 健康福祉課長	高木勉
住民福祉部	高木
住民福祉課長	松岡弘泰
住民福祉部	佐藤昌子
生活環境課長	柏渕裕昭
産業建設部長	高木伸一
産業建設部参事	川地豊己
産業建設部参事兼 農林振興課長	山中秀樹
産業建設部企業誘致 ・商工観光課長	山中秀樹
産業建設部	前田勝治
産業建設課長	桐山一則
水道建設部長	田中隆
会計管理者兼 会計課長	田中隆

教育委員会事務局局長兼
教育総務課長 佐藤 嘉但

教育委員会
生涯学習課長 久保寺 利明

教育委員会
スポーツ振興課長 西脇 正信

消防 次長 堀田 明男
消防 次長 川添 公男

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 西脇 和信
議会事務局書記 稲川 諭実彦

(開議時間 午前九時三十分)

○議長(松永民夫君) おはようございます。

平成二十八年第一回養老町議会定例会を再開するに当たり、議員並びに執行部各位には何かと御多用の中、御出席を賜り、ありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員の御起立をお願いいたします。傍聴席の皆さんも御一緒をお願いいたします。

——「町民憲章」朗唱——

ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議は全員出席であります。

ただいまから平成二十八年第一回養老町議会定例会を再開し、本日の会議を開きます。

なお、本日の会議の状況をケーブルテレビによる録画放送のた

め、CCNet係員の議場への入場及び収録を許可いたしました。

○議長(松永民夫君) それでは、日程第一、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第二百二十七条の規定によって、十二番 青山貞一君、十三番 水谷久美子君を指名します。

○議長(松永民夫君) 次に、日程第二、諸般の報告を行います。

本日の日程は、お手元に配付してあるとおりであります。これで諸般の報告を終わります。

○議長(松永民夫君) 次に、日程第三、町政一般に関する質問を行います。

今定例会の一般質問は、養老町議会会議規則第五十六条第一項の規定に基づき、議員一人当たりの質問・答弁の時間を六十分以内といたします。

それでは、質問の通告がありますので、順次発言を許可します。最初に、七番 早崎百合子君。

○七番(早崎百合子君) 議長に発言のお許しを得ましたので、通告に従い、二項目について一般質問させていただきます。

最初、一項目め、養北認定こども園(仮称)の土地造成、施設建設の進捗状況についてお伺いいたします。

養北幼保連携型認定こども園(仮称)については、平成二十八年年度建設着手、完成後、平成二十九年四月に定員百五十名規模で開園予定であり、建設予定地四千四百八十四平方メートルの造成工事が進められておりました。しかし、現状は、建設予定地に伴うボーリング調査データがなく、仮設工事を実施していく中での

現況、沼地の地質が想定以上に悪く、通常施工により擁壁を設置した場合、支持力が得られず、安定計算上で沈下や転倒が予想されることになったので、擁壁基礎部分の地盤改良による敷地造成を行う必要があるとのことで、全員協議会において、造成工事をおくれるとの説明がありました。

しかし、専念寺保育園が平成二十八年度で保育事業から撤退されるため、町としては新たな園児の受け入れ先の確保が必要なため、平成二十八年度から公立保育園の定員をふやすこと、平成二十九年度から養老幼稚園を幼稚園型認定こども園に移行することで、受け入れ対象園児を拡大することとなり、新しい認定こども園に対する期待は非常に大きいものがあります。

女性の視点で皆様のお声を町政に反映することをモットーに活動しております。最近では保育の現場から、またOBの方、地域の皆さんの声が私のところへ多く寄せられています。地元にとって、長年の懸案であった認定こども園が予定どおり開園することを願っていました。

そこで、四点について、町長の見解をお伺いいたします。

一点目、認定こども園の敷地造成工事が難航しているが、予定どおり開園できるのでしょうか。仮にそのような事態になると、現在、専念寺保育園に通園している子供たちの行き場がなくなってしまうおそれがあります。予定どおりの開園が一番望ましいこととは言ってもありませんが、例えばほかのこども園に分散入園させるとか、その辺の対応について、念のためお尋ねします。

二点目、整備運営事業者である社会福祉法人池辺育心会と行政関係者で敷地造成の現状を説明、協議されたのでしょうか。協議されたならば、その見解をお伺いします。

三点目、現在、造成中の敷地は、従前の沼地であり、地質条件

が劣悪であり、造成に当たっては通常施工では対応できないと聞き及んでいました。なぜそのような場所を選定するに至ったのでしょうか。

四点目、当該地での認定こども園設置ができたとしても、今後の浸水の可能性を完全に回避できるのか、疑問だとは思われないうのでしょうか。例えば、劣悪な敷地条件の下で、維持管理経費に多額の町費を投入する可能性を否定し切れない現在地にこだわることなく、建設場所を変更するとか、ほかの方法を模索することも考えられると思うのですが、いかがでしょうか。この場合は、間違いなく開園時期の変更を伴いますので、そこに至った経緯を関係者に丁寧に説明を要すると思われれます。今後の浸水の可能性を考慮すれば、一考に値すると思えますので、いかがでしょうか。

四点について、明確な御答弁をお願いいたします。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） ただいまの早崎議員の御質問にお答えをさせていただきます。

四点についてでございます。

まず第一点、難航している養北認定こども園の開園が予定どおりにできるかという問題についてでございます。

養北認定子供園（仮称）建設予定地造成工事については、平成二十八年度のなるべく早い時期に完成し、建築工事に着工し、平成二十九年四月に開園する予定で計画しておりましたけれども、池沼部分の地質が当初の想定より劣悪である可能性が考えられ、将来的な不安材料や工事費の大幅な増額が見込まれることになったことについて、先月の議会全員協議会において御説明を申し上げたところでございます。

その議会全員協議会において、将来的な不安の解消や造成工事

の費用面を考慮して、計画を再検討すべきであるという御意見をいただき、現在、造成工事を中断して、建設予定場所西に所在する養北小学校外来者用駐車場敷地も活用して、池の埋め立てを回避、もしくは最小限にすることにより事業費を抑えることが可能であるか、再検討に着手しているところでございます。したがいまして、造成工事のスケジュールについて、どの程度延長になるか精査している段階でございます。

養北認定こども園（仮称）の開園時期につきましては、造成工事の終了後となりますので、当初予定しておりました平成二十九年四月の開園は困難であると考えております。平成二十九年四月に、養北認定こども園が開園できない場合は、平成二十九年三月で廃園の予定であった養北保育園、養北幼稚園を養北認定こども園の開園の時期まで存続させる予定でございます。専念寺保育園の廃園は、平成二十九年の三月の予定で変更はございませんが、養老幼稚園の認定こども園化、他の公立保育園の定員の増加、養北保育園、養北幼稚園の存続で受け入れ先の確保に対応できると考えております。

二点目の育心会との協議というところでございますけれども、養北認定こども園建設予定地造成工事の現状について、整備、運営事業者である社会福祉法人池辺育心会には、平成二十八年二月十二日の議会全員協議会において、将来的な不安の解消や造成工事の費用面を考慮して、計画を再検討すべきであるという御意見をいただき、造成工事を中断し、再検討することになり、当初予定の平成二十九年四月の開園がおくれる可能性があることについて、その日の午後には丁寧にご説明を申し上げ、協議した結果、御理解をいただいております。

三点目の現在の造成地をどのように選定したかということでご

ざいます。

現在造成中の敷地場所につきましては、平成二十年、二十一年度を実施しました耐震診断、耐震補強計画の結果を受け、補強と老朽化による大幅な改修費、並びに面積要件の解決等を総合的に勘案して養北保育園の建築移転を計画いたしました。その後、平成二十一年十二月初旬に建設予定候補地の検討を地元地区に依頼したところ、三カ所の候補地の提示を受けました。その中から、地権者の承諾可否並びに立地条件等を考慮した末に、地元地区要望の第一候補地でありました現買収敷地を建設予定候補地として決定をいたしましたところでございます。

そして、平成二十三年七月から八月初旬に土地売買契約を締結し、敷地面積四千四百八十四平方メートル、総額二千九万七千二百三十円で取得いたしました。その後、平成二十六年、二十七年において、開発道路の整備工事を進め、平成二十八年三月には取りつけ道路工事が完成する予定でございます。現在の予定地に決定するまでの地元区長を初め役員の皆様の御尽力や、用地買収に際しましての地権者の御協力を考慮し、また幼保一体型の児童福祉施設の早期完成は地元の長年にわたる要望でございますので、現在の敷地を活用した計画を再検討することが第一であると考えております。

四点目の建設場所を変更するとか、他の方法を模索する考えはないかということでございますけれども、養北認定こども園の整備につきましては、今年度、詳細設計委託業務を発注し、建設計画の作成を行っております。この業務において、敷地造成の詳細についても検討した結果、建設計画に必要な敷地を確保するには、池を埋め立て、擁壁の建設を行い、それとともに擁壁の沈下を防ぐための基礎工事が必要であり、事業費が膨大となることが判明

をいたしました。このため、現在は建設予定場所西に所在する養北小学校外来者用駐車場敷地も活用して池の埋め立てを回避、もしくは最小限にすることにより事業費を抑えることが可能であるか検討を行った結果、建設予定場所西に所在する養北小学校外来者用駐車場敷地を活用して養北認定こども園（仮称）整備事業を進めることは可能であると判断し、他の場所への変更については考えておりません。以上でございます。

〔七番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 七番 早崎百合子君。

○七番（早崎百合子君） 四点について御答弁をいただきました。

再質問を二点させていただきます。

一点目、当初予定していた平成二十九年四月開園は困難である。開園できない場合でも、園児の受け入れ先の確保に対応できると考えているとの御答弁をいただきました。園児の受け入れ先の詳細についてお聞かせください。

二点目、想定外に直面された整備運営事業者、社会福祉法人育心会に丁寧の説明し、御理解をいただいたとのことですが、予定どおり開園できないなど、諸課題に対応する問題についての協議内容の詳細をお伺いします。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 再質問についてお答えをいたします。

園児の受け入れ先についての詳細ということですが、平成二十八年度の予定保育園児数につきましては七百二十人を見込んでおり、定員が公立・私立保育園を合わせて七百三十名でございますので、十人の余裕を見込んでおります。

平成二十八年度で廃園となる専念寺保育園の定員が、平成二十七年年度の百二十人から平成二十八年度には八十人になり、四十人

減ることに対して、公立保育園の定員につきまして、平成二十八年度から広幡保育園で十名、船附保育園で十名、こぼと保育園で十五名、日吉保育園で十名の合計四十五名の定員をふやすことで対応する予定でございます。平成二十九年度には専念寺保育園は廃園となり、八十名の定員がゼロ人となりますけれども、平成二十九年度には養老幼稚園を認定こども園化することにより、定員としましては三十五人が二クラスふえて、七十人ふえる予定でございます。

平成二十九年度の予定保育園児数につきましては、定員を大幅に超え増加する見込みはなく、幼児期の保育を必要とするお子様の受け入れ先の確保に対応できると考えております。

二番目の育心会との協議内容ということでございますけれども、協議の内容につきましては、養北認定こども園造成工事を中断して再検討することになったこと、当初予定の平成二十九年四月の開園がおくれる可能性があること、養北認定こども園の開園がोकくれた場合の影響についてでございます。

社会福祉法人池辺育心会は、養北認定こども園造成工事を中断して、建設予定場所西に所在する養北小学校外来者用駐車場敷地も活用して、池の埋め立てを回避、もしくは最小限にすることにより、事業費を抑えることが可能であるか再検討することについて、特に御意見はございませんでした。そのため、当初予定の平成二十九年四月の開園がおくれる可能性があることについては、やむを得ないという御意見をいただいております。

養北認定こども園の開園がおくれた場合の運営面でのさまざまな影響につきましては、今後の認定こども園の開園スケジュールを見直す中で、町と社会福祉法人池辺育心会との間で協議を続け、対応を検討していくことで御了解をいただいております。以上で

でございます。

〔七番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 七番 早崎百合子君。

○七番（早崎百合子君） 詳細に御答弁いただきまして、ありがとうございます。

現在地で整備事業を進めるには可能であると判断され、ほかの場所への変更は考えていないとの答弁であったかと思えます。将来的な不安の解消や造成工事の費用面を考慮して再検討される。また、整備については、今年度詳細設計委託業務を発注され、建設計画の作成が進められております。

建設予定場所が変更になれば、建設詳細設計も当然見直しをしなければならぬと考えます。費用も増額になるのではないかと危惧しております。町も新制度に基づいて子ども・子育て支援事業計画が策定され、重点的な取り組みの中で、認定こども園への移行促進、あわせて民営化という方針が打ち出され、今回建設予定の養北幼保連携型認定こども園（仮称）は今までにない新たな施設であり、私も大いにその成果を上げられることを期待しております。子ども・子育て会議などで十分に検討、審議され、早急に問題解決をしていただき、開園へのスケジュールの開示をお願いし、一項目めの質問を終わります。

続きまして二項目め、地域自治町民会議の設置に向けての進捗状況についてお伺いします。

町民と町が地域課題に対してともに取り組む協働のまちづくりを推進するため、平成二十六年三月十九日付で地域自治町民会議と養老町との協働に関する条例が施行され、既に二年ほどが過ぎようとしています。平成二十八年三月十日、養老町計画審議会から、養老町第五次総合計画後期基本計画（案）が答申され、誇り

と愛着が持てる絆を大切にするまち養老の実現に向けて、必要な施策、事業をまとめられました。その中の重点プロジェクトとして、養老改元一三〇〇年プロジェクト、新生養老まちづくりの推進と地域自治町民会議の設立と協働のまちづくりの推進も掲げておられます。

地域自治町民会議と養老町との協働に対する条例第二条では、地域自治町民会議の活動範囲は、小学校区、または町政施行前の旧町村の区域を基本として、当該区域の住民、区自治会、各種団体、事業所により構成され、地域の身近な課題を解決し、魅力ある地域づくりを推進するため自主的に設立された組織で、町長が認めたものをいうとつたわれております。

町長は、日ごろから機会あるごとに地域自治町民会議の必要性を強く話され、設立をお願いされています。現状では、行政連絡、町への要望の取りまとめ等は、主として区長、区長会、区長連絡協議会を通じて行われている状況であります。価値観が多様化している日本の現状から見ると、町民の真に望む行政の推進には多様な組織の存在もまた欠かせないものであり、それゆえに地域自治町民会議の設立を早急に実現するため、条例化されたと理解しております。

当然のことながら、この会議は、町民の各会、各層の皆さんの合意により、自主的に組織されるべきであることは認識していますが、条例の中には、必要な支援も規定されていることにも注目する必要があるのではないかと考えております。

協働によるまちづくりを実践していく地域組織で、自主的に設立する組織とはいえ、行政の強固な推進指導なくては難しいと考えられます。

そこで、二点について町長の見解をお伺いします。

一点目、第五次総合計画後期基本計画で、地域自治町民会議の設立率が住民参加と地域協働において平成二十七年四月には町内初となる上多度地区で設立され、九%を中間値に、新年度には笠郷地区において設立予定であり、協働の理念の進展を図り、平成三十二年までに全町内一〇〇%を目的値としておられます。地域割り、設立地区を具体的に、また現在の進捗状況と推進方法についてお示しください。

二点目、設立地域における主体的なまちづくりを支援するとともに、充実した公民館活動による施設利用を促進していく必要があります。住民みずからの創意工夫による新たな取り組みへの支援をどのように考えておられるのでしょうか。条例に明記された町から町民会議への支援の具体策を示してください。

私たち関係者は、このようなパンフレットをいただき、ある程度認識はしておりますが、町民の皆様には理解しがたい部分があるかと思しますので、さらに地域自治町民会議の設立の目的を具体的に説明をお願いします。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 二点目の地域自治町民会議の設立に向けてという問題について、お答えを申し上げます。

まず、その中で第一点目の区割りと進捗状況ということでございますけれども、まず一点目、地域自治町民会議の設定区域につきましては、議員の御発言どおり、平成二十六年三月に制定いたしました地域自治町民会議と養老町との協働に関する条例第二条の定義で、地域自治町民会議とは、小学校区、または町制施行前の旧町村の区域を基本としてと規定しているところでございます。この区域は、地域の特性や課題が共有でき、お互いの顔が見える区域という視点から重要であり、徒歩や自転車移動できる

範囲で、子供から高齢者までの地域的なつながりや災害時の対策等も勘案した区域が望ましいと考えております。

第五次総合計画後期基本計画の目標指標における地区の設定は、こうした考え方に基づく中で、最も小さなエリアとして考えられる自治会館単位の十一地区を想定したものでございますが、これによらず、別のもう少し大きな区割りでの設立を目指すということであれば、それでもよいと考えております。

いずれにいたしましても、地区割りにつきましては、町民の皆様が主体となつて地域内で十分に検討された上で、隣接した地域との協議を経て、住民の総意で決めていただきたいと存じます。

なお、現在の進捗状況といたしましては、上多度地区に続き、笠郷地区創世自治町民会議の設立総会が四月三十日に予定されておりますが、他の地域に対しましても、コミュニティの中心として地域をまとめていただいている地区区長会へ働きかけを行っているところでございます。今後は、上多度、笠郷の両地域自治町民会議の活動内容も広報等で積極的に取り上げながら、理解を求め、設立を促進してまいりたいと存じます。

次に、二点目の町民会議の目的と具体的な説明ということでございますけれども、財政面を含めまして人口減少や少子・高齢化など、自治体や地域を取り巻く環境が厳しさを増している中で、持続可能なまちづくりを進めていくためには、行政のみでは限界があり、総合的な地域の力、いわゆる地域力というものが必要になります。

行政は、時代の変化に対応すべく行財政改革を推進してまいります。その一方で、町民の皆様には住民自治を充実強化していただくこと、地域協働を推進することをお願いすることになります。地域自治町民会議は、この住民自治を充実強化する仕組みづ

くりや地域協働を推進する仕組みづくりという二つを実現するための手法、手段でございます。

昨年四月に設立された上多度地域自治町民会議の関係を少し紹介させていただきますと、設立初年度である今年度は、地域の将来の姿や、それを実現するための中・長期の取り組みなどを定めた地域まちづくり計画の策定作業が活動の中心として行われました。理事や専門委員などと地域の各種団体の代表や役員、各区の区長さん、それから副区長さんなど、五十名ほどが四回にわたり模造紙を使ってグループワーク等を行い、地域の課題解決に向けて地域でできることを、短期・中期・長期と実施の目安を考えながら計画を策定されたそうでございます。ある区長さんからは、これまでに気づかなかった課題を把握することができたし、これまで地域のさまざまな団体の役員同士が意見交換をする場が少なかったため、参加してよかった。計画づくりへの参加率は想像以上によく、回を重ねるごとに地域の皆さんのやる気がだんだん出てきたようだと同っております。

計画の中でも、防災、減災の取り組みはすぐに実施する必要があることから、新年度に防災勉強会や区ごとの防災マップの作成を予定されているほか、高齢者世帯をみんなで支える活動や、三世交代流も兼ねながらの健康増進活動の取り組みなどが計画されているとでございます。今まで広がらなかった分野の活動へも広がりを見せ始めているようでございます。

このように、地域自治町民会議は、住民同士がお互いの気持ちや地域の状況、問題を理解し合い、住民みずからができることは何かを話し合い、責任を持って行動することを促すことができるとともに、住民の主体性も引き出すことができる、まさに住民自治を充実することができると考えます。

また、地域自治町民会議は、地域課題の多様性に対応しながら、団体間につながりを持たせ、横軸への展開が期待できる地域協働を推進するための手法、手段であると言うことができると考えます。各小学校でコミュニケーションスクールが順次導入されていきますので、うまく連携・連動していただきながら、地域の課題解決に自主的に取り組み、みんなが協力してまちづくりに取り組んでいただきたいと考えております。

地域自治町民会議への支援につきましては、財政支援として、運営や活動の財源として、これまで町から地域の各種団体へ交付していた補助金をできる限りまとめて交付金化し、地域の創意と工夫、判断と責任によってある程度自由に使っていただけの形にしてまいりたいと存じます。

また、人的支援といたしましては、これまでも担当課の職員が地域に出向いて、地域自治町民会議の設立に向けたサポートをいたしております。今後も引き続き支援をしてまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

〔七番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 七番 早崎百合子君。

○七番（早崎百合子君） ただいま詳細に御答弁をいただきました。最後になります。確認と要望です。

自治会館単位十一地区を想定しておられますのは、養老、上多度、池辺、笠郷、広幡、高田、小畑、多芸東部、多芸西部、日吉、室原地区と理解してよろしいでしょうか。

地域自治町民会議やコミュニケーションスクールとともに地域づくりを推進し、町民全体が上手に連携・連動し、地域の課題解決に自主的に取り組むのが理想ではあります。町内において地域差が

生ずることのないよう、手挙げ方式ではなく、町民会議設立の詳細が明記されているパンフレットも作成されていますので、関係者に周知徹底して配付していただきたい。理解を深めるための研修等を重ね、職員が地域に向き、適切な支援や話し合いができるよう人的支援もしていくとのでありますので、全庁的に区長会等へ再度出向いて、積極的に地域自治町民会議の設立を推進していただきたい。その推進により、町政と住民のきずなが深まり、養老町発展の礎となることを心より期待して、二項目めの質問を終わります。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） ただいま確認事項ということで、答弁の中でも十一地区と申し上げました。ただいま議員がおっしゃった区域を想定しているわけではございますけれども、先ほども申しましたように、それよりも大きな区域ということも当然考えられるということでございますので、その点をやはり近隣の地区とよく話し合いをいただいて、決めていただきたいということでございます。

行政からの関与ということについては、やはり地域の方々の御意見を最大限に尊重をさせていただいて、先ほども申しましたように、地域でのまとまりというのがこの地域自治町民会議の一番の大きな目的でございますので、十分な話し合いをひとつよろしくお願いを申し上げます。

また、人的支援等、この町民会議の設立を加速化させたいと考えておりますので、職員等からの出前講座、それから説明会等を今まで以上に重ねて、できるだけ早い全地区の設立を目指していきたいと考えております。以上でございます。

〔七番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 七番 早崎百合子君。

○七番（早崎百合子君） ありがとうございます。

これにて二項目めの質問を終わり、以上で一般質問を終わります。

○議長（松永民夫君） 以上で、七番 早崎百合子君の一般質問を終わります。

○議長（松永民夫君） 次に、十二番 青山貞一君。

○十二番（青山貞一君） 私は、町長が議会の冒頭で述べられました施政方針演説の中から質問をしてまいりたいと思っております。まず、町長は、施政方針演説を四つに分けられて述べられました。一つは「輝く人のまち【人】」と括弧書きがしてあります。これは私も意味が理解できないのですが、二つ目は「活力のあるまち【基盤】」という言い方で述べられております。三つ目は「安心・安全なまち【暮らし】」ということでもあります。四つ目は「地域経営の推進」という項目で述べられているわけであり

す。その中で、私は二つ目の活力のあるまち（基盤）という中で、公共交通機関について質問をしてまいりたいと思います。その中で、活力のあるまち（基盤）の中で、町長は八ページから十三ページにまで、六ページを費やしているのと述べられております。

まず最初に公共交通機関について述べられておりますが、その後十項目ほど重要テーマを述べられております。その中身は、国道などの道路整備、これにつきましては東海環状、それから名神養老サーブエリア内のスマートインターの早期実現ということと述べられているわけでありまして、それから、県道についてであります。県道の関係につきましましては、南関線の養老石畑交差点

の改良工事、これも訴えられております。そしてまた、養老公園線の養老橋の交差点改良、三つ目には、インターチェンジ以西の平田線の拡幅ということで述べられているわけでありませう。

また、続けて住宅の耐震化、公営住宅、改良住宅、また上水道事業、下水道事業、農林業の振興、そしてまた来年度に迎えます一三〇〇年プロジェクト事業の推進、畜産業、環境事業と重要テーマがひしめく中で、トップに公共交通機関の充実を図りたいということであろうとわかっております。これはもつともでございますが、私も同感をいたしているところであります。

まず、公共交通機関の充実の中で、近鉄養老線については、市民の通勤・通学や交通弱者の移動手段として重要な交通機関であることから、鉄道を存続させるために赤字相応分を負担するとともに、修繕などに係る経費の一部についても国・県とともに支援をしてまいりたいと述べております。この件につきましては、新年度予算約五千四百万円が計上されており、私もこの政策については当然であると。交通弱者に対する最も重要な対策の一つであると考えております。

二つ目に、大垣・多良時線及び海津線の二つのバス路線についても、関係市町で赤字額に対する金銭支援を引き続き行うとともに、路線の見直しや利便性の向上などの協議を進めながら路線の維持に努めるといふように述べられているわけでございます。この問題は、後に私質問したいと思っております。

次に、オンデマンドバスについて、今後も利用者の意見を広く取り入れながら、これまでの運行実績のデータを活用、解析し、効率のよい運行を検討するなど、さらなる利便性の向上を図るということで、平成二十八年度予算額は四千三百万円を計上されているわけでありませう。

この三つを合わせまして、公共交通機関に新年度約一億二千三百万円の予算執行が予定されているわけでありませう。

私は以上の状況を鑑みて、近鉄養老公園線について、先ほど述べましたとおり、またオンデマンドバスについては、過去の議会でも議員の皆様からあしきたらどうだ、こうしたらどうだと改善策がたくさん出されており、現在、効率のよい運行の検討のもとに利便性の向上がうたわれ、改善されつつあるということで、オンデマンドバスについては現行これも続行していくべきと判断をしているところであります。

しかし、バス路線については、町長は路線の維持に努めると結論づけられています。しかし、本当に一年間二千六百万円の支援が必要なのかどうか、これは一度再考を要すると思っております。

ですから、私は現行のバス路線を調査してまいりました。近鉄バスが報告しております乗車人員をうのみにしておつては、本当の姿を把握できないと思ひまして、まず養老町内の始発起点であります沢田発七時二十三分、それから八時二十三分、朝の通勤二本のバスについて、最終地点の養老橋までずっと調査をしました。調査の回数は二回でございますが、連日二日間ともに、平均乗車人員は一人であります。朝の通勤時間でありませう。普通でありますなら、十人、十五人乗っていたのが本来かと思うんであります。朝の通勤時間で一人。

また、昼間の時間帯におきましても、一日バス十八本運行がされております。私は全てを調査する時間が若干ございませんでしたので、昼間の時間帯は約五本ですが、養老橋発と沢田発を調べさせていただきました。平均は、大体〇・五人程度であります。

これを一日十八本の乗車人員で単純に計算しますと、一日十人程度と思われるわけなんです。そこに、多良時線一千六百万円が

毎年毎年出されるといふのはいかがなものかと。早急に私は検討が必要ではないのかなという気がいたしましたして、一般質問をしたわけであります。

オンデマンドバスとの絡みもありますが、私は神戸町が採用されておりますタクシー送迎サービスというのを調査してまいりました。これが神戸町さんがつくっているチラシでございますけれども、この制度は、七十歳以上の老人が登録をいたしまして、資格証明書を持ちまして乗車します。神戸町内一円、どこへ乗ってもオーケーです。一回二百円を払います。二百円を払って、不足分は町が全額を負担します。神戸町さんはこれで二年半になりませんが、利用がうなぎ登りにふえまして、この方式で、日には三百六十五日オーケー、時間は八時から夜の九時までオーケー、戸口から戸口まで、全てタクシー会社が電話を受けて、お客さんの要望をこなすということで、月に千八百件の利用があるということです。これで予算は一千六百八十万ぐらい使われると、ことしについては一千六百八十万ぐらい要するというところでございます。

どこまで乗ってもいいのかということとは限度がございまして、例えば神戸町内限定、養老町でいいますと、養老町内が限定です。それで、上限価格が二千五百円まで負担しますよということでありますから、神戸町の端から端までタクシーに乗っても二千五百円でおさまる。養老町ですと三千五百円ぐらい、端から端まで乗りますとかかるかなとは思いますが、そういう方式で、お年寄りの足の確保をされておるということでございます。

何はともあれ、現在の近鉄バスの自主運行という名のもとに一千六百万、海津線が六百万、驚くべきことに蛇持線についても五十万円ほどの補助金が出ている。蛇持線というのは、養老橋から蛇持までです。何メートルあると思われませんか。三百メー

ターほどの区間に五十万円も貴重な財源を出して、自主運行ということで運行をされているんです。私は、これはもう本当にやめていただいて、何も栄町でとめていただければ結構なんです。養老の蛇持まで入っていたただかなくても結構だと思っておりますが、そこら辺を町長にぜひ一年かけて、来年の近鉄の運営がかわるのにあわせて、このバス路線の見直しもぜひ検討をしていただきたいという思いで一般質問をさせていただきました。よろしくお願いたします。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） それでは、青山議員の御質問にお答えをしたいと思っております。

近鉄バス三路線についての補助金についての御提言でございませけれども、この自主運行路線の名のもとということではございますけれども、自主運行バスは、赤字運営のため廃止される路線を、住民の要望等により大垣駅前から時地区間の二系統、それから牧田地区及び蛇持地区の合計四系統を大垣市との共同で運行しており、合計で年間約九万八千人、うち養老町分として約二万三千人、一日当たりには約六十人の利用となっております。

また、海津線は、地域間幹線系統として県の生活交通ネットワーク計画に維持確保が必要な路線として位置づけられており、赤字であるものの利用者が多く、地域に必要であるとして、国と県及び対象の大垣市、海津市、養老町、輪之内町の補助を受けながら運行をいたしております。これらは合計で年間約十七万五千人の利用がございました。

町は、自主運行バス運行費補助金として約一千七百万円、地域間幹線系統確保維持費補助金、これは海津線でございますが、七

百六十万円を名阪近鉄バスへ支出をしており、県から補助金として約二百二十万円が町に補填をされております。

補助金の廃止をとの質問でございますが、現在も通勤通学で利用されている方がありますし、広域で運行していることから、簡単に養老町だけの判断で廃止できるものではございませんが、関係市町とともに廃止の可能性や、もし廃止する場合には、代替交通の確保などの課題について、連携し、協議してまいります。また、利用者が限られ、少ない中、新たな利用者をふやす必要もありますので、利用促進に向けた事業も検討をしてまいりたいと思っております。

また、現在、神戸町ではタクシー送迎サービス事業といたしまして、通称ばらタク、議員がおっしゃったばらタクでございますけれども、限度額二千五百円までは二百円で、限度額を超えた分については利用者が実費負担とするといったサービスを実施されておられます。この上限二千五百円という数字は、町内の端から端まで、どこに行っても二千五百円以内の料金でおさまること設定をされたというふう聞いております。

なお、このサービスを受けられる方は、神戸町在住の七十歳以上、もしくは障害者手帳等の所有者やその介護者に限られており、住民全体に対する公共交通というよりは、福祉政策の一環としての施策でございます。

もしこのサービスを養老町で実施するとありますと、神戸町に比べ面積が四倍、人口は一・五倍もある養老町において、路線バスの代替を含めタクシーを活用することは、コストの増大は免れず、乗務員や車両台数にも限界があり、反対に不便が生じるのではないかと思われます。養老町では、既に同様なシステムでございますオンデマンドバスを導入しており、路線バスの代替として、

ばらタクのような制度をそのまま取り入れることは困難であると考えております。

路線バス、オンデマンドバス、養老鉄道それぞれにメリット・デメリットがございますけれども、皆様の声を聞きながら、引き続きよりよい公共交通を目指してまいりたいと存じますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

〔十二番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 十二番 青山貞一君。

○十二番（青山貞一君） ただいま町長から御答弁をいただきました。

相当な利用者の数字を述べられました。一日六十人、トータル十何万人というような大勢の方が乗っている。何を根拠にこの数字が出てきたのか。これは近鉄の発表だと思うんですけども、乗車人員。私は現実を見ていただいたら、一日六十人なんてことあり得ませんよ、町長。自主運行は結構です。だけど、現実を眺めていただいて、変えるところは変えていくことですよ。

参考に、神戸町のお話を町長がされました。神戸町もバス一本走っています、大垣に向けて。でも、神戸町はうちは乗りませんよと、三十万でいいんです。それで三十万払っているんですよ。大野町なんかは、恐らく相当な金額を出しています。大垣も出しています。ですから、町長、養老町も強くなりましょうよ。廃止しなくても、うちはこの間ほとんど乗りませんと。それ相応分の負担は出しますよと相談していきましょよ、町長。ぜひそこら辺、再答弁をお願いいたします。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 今の乗車人員については、ちょっと後で事務方から述べさせます。

この自主運行バスというのは、近鉄が独自に営業をして、その分を負担しているというわけではなくて、実質的に養老町と大垣市で運行しているバスということでございますので、軽々に幾ら幾らのお金で運行せよというようなことは言えないわけでございます。

それからもう一つ、海津線につきましては、先ほども申しましたように、地域間の幹線系統ということで位置づけられて、必要なバス路線だということでございます。ですから、大垣、海津、養老、輪之内で補助をして維持をしているというようない理由もございます。もちろん乗車率が低いから云々というのは、経営上は言えるのかもしれませんが、利便性とか公共交通等というものは、採算性に基いて運行するようになるということになれば、住民に対する行政サービスの非常に大きな低下を招くというようなことでございます。

ただ、先ほど議員がおっしゃられましたように、私どもが承知している一日六十人というようなことが、これは多分大垣も含めてということでございますけれども、これが明らかにもっと少ないということになれば、やはり代替的な手段というのも今後は考えていくということは、現在もちよつと進めているところでございます。ですから、現在のところは、今年度も予算計上はさせていただきましたけれども、引き続きそういった御提言をいただいたような方向で、何かかわる交通手段ができないか、これから考えさせていただきたいというふうに思っております。よろしく御理解のほうお願い申し上げます。

○議長（松永民夫君） 前田建設課長、補足答弁。

○産業建設部建設課長（前田勝治君） 青山議員にお答えさせていただきます。

青山議員がおっしゃられたとおり、実態ということに関しては、近鉄からの報告ということで調査は行っておりません。ただし、調査方法等の検討とか、人数等につきましては、近鉄の考え方もあるし、実態と言われても一区間だけというわけにはいかないと思いますので、そこら辺も含めて、一年をかけたという今お言葉もありましたけれども、これから考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

〔十二番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 十二番 青山貞一君。

○十二番（青山貞一君） ありがとうございます。

いろいろな方面から多角的に検討をしていくということで、町長も町民の皆さんの足を確保したいという気持ち、よくわかります。わかりますけど、議員の立場から言いますと、これで二千六百万、大丈夫かいなという心配が先に立ちます。

これから本当に、町長が申されるとおり大変厳しい財政運営が待っております。人口も三万人を切りました。本当に財政、行政に対して血のにじむような努力をしていくわけでございますので、ぜひとも来年に向けて一緒に町長考えて、解決策をよろしく願います。ありがとうございます。

○議長（松永民夫君） 以上で、十二番 青山貞一君の一般質問を終わります。

これより暫時休憩いたします。

再開は十時五十分といたします。

議員の皆様は、議員控え室にお集まりください。

（午前十時三十二分 休憩）

（午前十時 五十分 再開）

○議長（松永民夫君） 休憩を解き、再開いたします。

次に、二番 岩永義仁君。

○二番（岩永義仁君） ただいま議長より指名をいただきました、養老の未来をつくる岩永義仁です。

これより二つの項目について一般質問を行います。

まず一つ目の項目は、現在、養北地区で建設計画中の、来年、平成二十九年四月に開園予定となっていた養老町で初となる認定こども園について質問を行います。

養北認定こども園は、いわゆる上物である建物自体は園を運営する事業者が建設し、土地の造成は町で行うこととなっています。先ほど早崎議員が一般質問において、主に上物に関しての質問をされましたので、私のほうからは主に下物というか、土地に関しての質問をしていきたいと思えます。

二月開催の議会全員協議会において、担当課より建設予定地の埋め立てに関して問題が発生したことが報告されました。内容を簡単に説明しますと、建設予定地内にある池を埋め立てて建物や運動場をつくる予定でした。しかし、当初の計画どおり建設すると、一部の地盤が軟弱なため、沈下が起こる可能性があり、計画のまま進めると、多額の予算の増額補正が必要になるといいます。

二点について質問を行います。

まず一点目、養北認定こども園建設に当たって、ボーリング調査が三地点で行われましたが、三地点の調査地選定基準はどのようなものだったのか。そして、その調査の内容と結果に対する評価はどのようなものであったのか。

二点目、この三地点で行った調査に、本来一番沈下の危険性の高いであろう池が対象となっていなかったわけですが、この池の

部分が調査の対象にならなかった理由は何か。

通告してありましたこれ以降の質問にしましては、先ほどの早崎議員の質疑の中で回答が出ておりますので、今回はなしということにいたしますので、以上二点についての回答を求めます。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） それでは、岩永議員の第一点目の御質問にお答えをさせていただきます。

ボーリング調査の三地点の選定基準につきましての御質問でございますけれども、通常、この規模の建築物の設計に当たっては、計画建造物に対する基礎構造設計に必要な地盤情報を得るため、ボーリングを一カ所行い、地盤の状況を調査します。しかしながら、今回は敷地の面積も広く、川が近傍にあることから、地層の傾斜も調査するため、三カ所のボーリング調査を実施いたしました。

調査内容については、ボーリングを三カ所、延べ七十二メートル実施し、地盤のかたさを見る標準貫入試験というのでございますが、二十五回、地盤の水平方向の変形特性を見る孔内水平載荷試験を三回行うなど、規定の各種試験を実施いたしました。評価といたしましては、地層の傾斜もなく、地表面より約十九メートルの深さに支持層として期待される洪積砂れき層があるとの報告を受けております。

それから二点目の、池が対象にならなかった理由ということでございますけれども、三カ所のボーリング調査につきましては、平成二十三年度に発注した測量委託業務にて実施しており、先ほどお答えしたとおり地層に傾斜がないことがわかっております。

このため、擁壁部分については、池であり、調査を行うには仮設費用がかかること、並びにさきに述べました調査結果から、池に

ついても地層は同様であると推定できることから、擁壁部分については調査を行う必要はないと判断をいたしました。

なお、今年度仮設工事を実施しており、池の一部を埋め立てていることから、擁壁部分のボーリング調査を念のため実施しましたけれども、調査結果は当初の想定どおりの建物の建築設計場所と同様の地層であったということでございます。以上でございます。

〔二番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 二番 岩永義仁君。

○二番（岩永義仁君） 再質問を行います。

建設予定地については、特に池のある場所の地盤が軟弱箇所というのは、地元の方であれば当然のように知っている場所です。また、そうでなくとも、客観的に考えれば、水場の地盤が弱く、軟弱なのではないかというのは誰もが考えることです。なぜ、この誰もが考える疑問についての考慮がなされず、事業が進んでいったのですか。まずこの点について、この調査結果で事業を進めることにゴーサインを出した責任者はどなたであるのか、お答えください。

それと、ボーリング調査は建物を支えるための支持層を確認するための調査であったというようなことですけれども、こども園として建設予定であった土地全体としての調査が行われなかった、そのようなことでしょうか。

以上の三点についてお答えください。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） まず、池であるとか、川であるとか、そういうことの危惧はございますが、問題は、その建物を支持する層というのが一番重要であるということをまず申し上げて、お答え

をさせていただきたいというふうに思います。

先ほどもお答えを申し上げましたけれども、建設予定地につきましては、ボーリング調査の結果、地層の傾斜もなく、地表面より約十九メートルの深さに支持層があるとの報告を受けており、軟弱な地盤であるという評価には当たらないというふうに考えます。

養北認定こども園の整備につきましては、今年度、詳細設計委託業務を発注し、整備運営事業者である社会福祉法人池辺育心会の意向や要望を取り入れながら、建築の設計作業を行っております。また、あわせて九月議会において、造成工事につきまして六千九十三万七千円の補正を承認いただきました。この補正につきましては、建設計画に必要な敷地を確保するため、いわゆる標準的な工法によって池を埋め立て、敷地周辺に擁壁を建設する工事を計上したわけでございます。

九月議会後も、社会福祉法人池辺育心会の意向や要望を取り入れながら詳細設計の作成を行っております。先月の議会全員協議会において提示をいたしました、養北認定こども園の池の部分も含めた建設予定地全てを活用した計画ができ上がりましたのが昨年の十月以降でございました。この計画に基づいて造成工事を行うには、擁壁部分の構造について検討が必要となったということでございます。当初においての擁壁の工事そのもの以上に費用がかさんだということでございます。

その結果でございますが、安全、それから安定的な擁壁の建設を行うには、基礎部分の地盤改良を行う必要があります、当初の想定より多くの費用が必要となることが判明したということでございます。そのため、建設予定場所西に所在する養北小学校外来者用駐車場敷地も活用して、池の埋め立てを回避、もしくは最小限に

することによって事業費を抑えることが可能であるかを検討した結果、建設予定場所西に所在する駐車場等を活用すれば、これまでの計画を最大限生かしつつ、また事業費を最小限に抑え、養北認定こども園の整備事業を進めることは可能であると判断をいたしました。

それから二点目としては、土地全体の調査ということでございますね。

先ほどもお答えしましたけれども、平成二十三年に実施した三カ所のボーリング調査結果からも、地層に傾斜がないことがわかっておりましたから、池についても地層は同様であると推定し、それぞれにおいて設計を行っております。いわゆる池の部分であるろうと、海を埋め立てて飛行場もつくられておりますので、そういうことについては問題がなかったということ、いわゆる擁壁だけの今回は問題でございますので、お答えはさせていただきますけれども、建設予定地全体の調査が行われなかったのかということでございますが、行われなかったのではなくて、二十三年の調査結果から、行う必要がないと判断したということでございます。

なお、先ほどもお答えしたとおり、今年度、念のため池においてボーリング調査を実施しております。調査結果は、当初の予想どおり、建物の建設計画場所と同様の地層であったということで、この判断に間違いはなかったと考えております。

ゴーサインを出したという、当初、私が就任する前からの引き継ぎ事項でございます。私が就任をしたときに、ほぼ土地等は決まっております。危惧することは同じでございます。この池沼においての建設に問題はないかという疑問は当然私も持ちましたけれども、先ほど申しましたように、地層としての支持層がきちんとしたものであるということで、埋め立てて建設すること

は可能であるという報告も受けておりましたので、もちろん誰がゴーサインを出したかといえ、私が出したということになるというふうには御理解をいただきたいと思います。以上です。

〔二番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 二番 岩永義仁君。

○二番（岩永義仁君） 三回目の質疑に入ります。

支持層があるから、地盤がしっかりしているからいいと建設計画が進んだわけですけども、結果として、擁壁云々でやっぱり追加で予定外の工事が必要になりましたよということですよ。このまま建設を進めれば、土地の造成だけで一億円以上のお金がかかることになります。一三〇〇年祭関連で税金をつぎ込んで養老町としては、そんな余裕はないはずですよ。

かといって、こども園でなくとも、老朽化した現施設にかわるものは必要であり、代替施設や別の土地へという判断にもとても困る事態となっております。

今回の質疑では、認定こども園建設のための土地、地盤に対する調査が不十分であったために、工期がおくれ、予定どおりの開園が困難になりました。典型的な木を見て森を見ずといったところでしょうか。子供の行き先について決まらないう状況は、園児を抱える親さんにとっては、とても不安なものです。担当課においては、当然、その点について特に考慮されて、対応していることとは思いますが、より一層の保護者の皆様への丁寧な説明と逐次の情報公開をされるよう指摘して、次の質問に入ります。

○町長（大橋 孝君） 議長、ちよつと意見を述べさせていただきますか。

○二番（岩永義仁君） もう答弁はいいです、これは。

○町長（大橋 孝君） 誤解があるようですので。

○議長（松永民夫君） 町長から発言がございましたので、許可します。

大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 先ほど、このまま進めれば造成費に一億というところでございますが、本日の午後の全員協議会でもお話しするところでございますが、なぜ今回、補正で一億余もかかる造成費用を提案しようということになったかですけれども、これは池全体を使うという計画は最初はなかったわけです。といいますのは、工法的なことは事務方のほうからお答えしてもよろしいんですけれども、当初、概略の設計をした建物というものは、そんな多額な擁壁をする必要のない形での設計だったわけです。それを、育心会さんと協議を重ねた結果、池のほうにかなり進出をする形になったということで、池も含めて敷地いっぱいでの建物の設計ということになっていたということで、擁壁に多額の費用を要することになるということで、今設計の見直しをしております。先ほども言いましたけれども、西側の小学校の駐車場敷地を利用する形になりますと、造成費にそれほど、当初の見込みに近い擁壁の形ということでございますので、詳しくちょっと。

○二番（岩永義仁君） いや、いいですよ。

○町長（大橋 孝君） そういうことでございますので、ひとつ御了承をいただきたいと思えます。

○二番（岩永義仁君） 補正が上がついていない話なんで、補正が上があればその場でまた議論をしますけど、これはなしでいいでしょう。

それでは、次の質問に入ります。

昨年二月の臨時議会において、町による出資が承認され、設立準備会を経て設立された三セク方式の会社である養老の郷づくり

会社ですが、これまで私も議会においてたびたび質問し、問題を指摘してまいりました。

会社の方針が示されてから、間もなく一年を迎えようとしています。会社への視察の拒否が続く中、情報公開を含め、ここまで何ら目に見える動きがありませんが、会社の現状について御説明をいただきたいと思えます。平成二十七年度の実績と平成二十八年度の実施事業、実施時期、町の事業へのかかわり方の四つの観点から、簡潔にお答えください。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） それでは、お答えをさせていただきますと思えます。

昨年五月二十五日に設立されました養老の郷づくり株式会社は、町も出資者の一員でありますけれども、会社の事業年度につきましては、毎年四月一日から翌年三月三十一日までの年一期となっております。定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から三カ月以内に招集され、事業報告等がされることになっておりますので、今回御質問いただきました平成二十七年度の実績及び二十八年度の実施事業、実施時期については、それ以降に御報告をさせていただきます。御理解をいただきたいと思います。

なお、会社の当面の事業内容につきましては、西暦七一七年に元正天皇が年号を養老に改元されたという史実や、老いを養うまちの名前にちなんで、アンチエイジングをテーマとして、人の健康や活力の増進のため、資源活用、産業活性化、観光活性化を三本の柱に各種事業に取り組みとされております。会社から二十七年度事業の概略について聞き及んでおりますので、概略ではございますけれども、御報告をさせていただきますと思えます。

三本柱のうち、産業活性化につきましては、町内への世界子供

美術館建設誘致のための関係機関との協議、もう一つ、けさほどの新聞にも載っておりますけれども、企業誘致として、イチゴ工場等の仕事も関与されているというふうにお聞きをしております。

それから、観光活性化としましては、外国人への養老町PRの一環として、中国名古屋総領事館の職員と三百人ほどの来町を誘致して、四月二日に養老公園でお花見を開催するというところでございます。

それからまた、今、町が管理をしております養老公園のキャンプセンターなど、施設の有効活用に向けて関係機関と協議をされているというところでございます。

また、町の事業へのかかわり方につきましては、この会社は、新生養老まちづくり構想を具現化するため、官民連携で養老の郷づくりを図るために各種事業を実施していく主体として設立されたものでございます。会社が目指す姿としては、各種団体や企業体、そして行政との役割分担や事業提案を進め、養老町が将来にわたり人々を引きつけ、持続可能なまちになるとともに、全ての町民が幸せを実感できる町にしていきたいとされておりまして、構想具現化への事業に関しましては、積極的にかかわっていききたいとのことでございました。以上でございます。

〔二番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 二番 岩永義仁君。

○二番（岩永義仁君） 再質問を行います。

九月の定例会の一般質問で、私の質疑に対し町長が、三セク方式の会社とはいえ、一般の民間会社ということを非常に強調しておられたのがとても印象的でした。しかし、その後、開催された計画審議会、これは町の総合計画であるいわゆる五次総の中間見

直しを行うための審議会で、議会からは五役が出席し、そのほかは各種団体長や公募の委員が参加しているものです。これまでに合計七回開催されていますが、第六回目の審議会の中で、この第三セクター方式の会社、養老の郷づくり会社から代表して来られている方がしきりに、うちは普通の民間会社ではなく、町が出資している三セク会社、サードセクターという表現をされておりますが、三セク会社なんだからと、うちは特別な会社なんですよというようなことを主張されていきました。会社と町の執行、双方の認識に大切な根底の部分で大きな違いがあるように感じるのですけれども、見解を求めます。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 三セクか、民間かというようなことでございますけれども、法律上、三セクであるという明確な定義があるわけではございませんで、地方公共団体が出資した法人ということが三セクの定義なのかなというふうに考えております。

昨年九月定例会では、養老の郷づくり会社は第三セクターでありますけれども、出資比率が二五％未満のため、町が関与する対象の法人とはなっていないこと、また民間のよさを最大限に生かしていただくために、会社の形態も経営の自由度が確保され、行政にとって費用負担が少ない有限責任である株式会社と申し上げたところでございます。

第三セクターにつきましては、国または地方公共団体と民間企業との共同出資によって設立した法人を指すことが多いとされておりまして、地方公共団体が二五％以上の出資、または出捐を行っている法人や、地方公共団体が損失補償等の行政援助を行っている法人、その他地方公共団体がその経営に実質的に主導的な立場を確保していると認められる法人については、地方公共団体が

関与できる第三セクターと位置づけております。

この養老の郷づくり株式会社は、民間企業に位置づけられると考えております。しかし、一般的に出資して設立した法人であることから、会社は第三セクターとして認識されているというふう
に思われますけれども、公共が関与できる権限を最小限にとどめ
た民間主導による第三セクターと申し上げたいと思っております。
以上でございます。

〔二番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 二番 岩永義仁君。

○二番（岩永義仁君） 最後の三回目の質疑を行います。

いまいち何かよくわからないんですけれども、今の表現をされ
ると。

町からすれば、これは出資比率二五%未満なので第三セクター
じゃありませんよと、あくまで法的には民間企業ですよという主
張をするわけですけれども、会社のほうからすれば、町からの出
資を得ていますので、うちは第三セクターなんですよと。いわゆ
る一般の民間企業ではないんですよということを会社側は言っ
ているわけですよ。双方の認識が違うわけですよ。もう既に責
任のなすりつけ合いじゃないですけれども、ちよつと適切な表現
じゃないかもしれないんですけれども、その部分がすごく不安
を感じるところなんですけれども、養老の郷づくり会社が大風呂
敷を広げた新生養老まちづくり構想という、現時点においてもど
れだけお金がかかるのか、また本当に実現可能なのかという実態
像の見えないまちづくりの牽引役として定義されている会社とい
うのが事実です。

いまだに実現しない会社への視察の受け入れは当然として、町
民に対しての詳細で丁寧な情報公開と説明をするよう、町として

も養老の郷づくり会社へ働きかけを行うよう強く求めて、今回の
私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（松永民夫君） 以上で、二番 岩永義仁君の一般質問を終
わります。

○議長（松永民夫君） 次に、十一番 林輝見君。

○十一番（林 輝見君） 議長より発言の許可をいただきましたの
で、通告に基づきまして、安全で豊かなまちづくりを目指す課題
に關しまして質問をいたします。

年度のかわり目に当たり、一、二年後に迫った養老改元一三〇
〇年祭への取り組みや、東海環状自動車道養老インターチェンジ
の開通をされることに町民の期待が高まっているところでありま
す。これらに対して、十分期待に込めていただきますようお願い
をしておきます。

それでは、通告いたしております今後予測される幹線道路にお
ける交通量の増加により、重要性が高まる生活道路である町道整
備の施工基準に關しまして、安全性の確保に重点を絞り、四項目
に分けて質問をいたします。

一点目は、従来から私が指摘しております車両の脱輪防止に有
効な町道交差点の隅切り、角を埋めるという意味でございます。
隅切りに対する工法基準はあるのか、また現在の実施状況につい
てお答えいただきたいと思ひます。

二点目は、出会い頭の事故防止に有効な交差点の路面標示の白
線が、経年劣化において不鮮明になっている箇所が多く見られま
す。この修繕状況並びに今後の計画についてお答えいただきたい
と思ひます。

次に、将来の我が町を託す児童や生徒が毎日利用する通学路の

安全性の確保は重要課題であります。通学路の歩道分離に対する現状と、今後の方策についての計画をお答えいただきたいと思っております。

四点目は、交通量の多い通学路に設置されている横断歩道に関してでございますが、通行する車両の運転手から注意を促す「横断歩道あり」のより視認性が高い表示看板や、路面へのカラー舗装が求められています。これらに対する計画をお答えいただけますか。

以上が道路整備の安全性への確保に関する質問でございます。養老町の将来を見据えた町長の明確な答弁をお願いいたします。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 林議員の御質問にお答えをさせていただきます。

町道交差点の隅切りの実施状況ということでございますけれども、養老町内の交差点における隅切りにつきましては、過去の圃場整備事業などで整備され、町へ移管された道路には隅切りのない交差点も存在しますが、現在の道路整備方針としては、道路拡幅などの土地買収が伴う道路整備の場合は、隅切りを設置することを基本としております。

また、隅切りにつきましては、地域の実情や通行車両などに応じて、地元自治会や地権者、公安委員会等の関係者と協議を行いながら、隅切りの大きさや設置の有無を検討して道路整備を実施しております。

次に、二点目の白線の修繕という御質問でございますけれども、路面標示については、道路管理者である町が設置するものと、交通管理者である公安委員会が設置するものとが存在いたします。道路管理者の管理する主に誘導等を目的とした路面標示について

は、危険箇所や見やすさ等により優先順位をつけて、毎年少しずつではありますが補修を実施しています。また、交通管理者が設置する主に指示等を目的とした路面標示についても、修繕を実施してもらうために公安委員会等に要望を行っておるところでございます。

三番目、通学路の歩道分離策ということでございますけれども、通学路の安全確保につきましては、子供の命を守る観点から重要と考え、各学校がPTAや保護者、区長、警察等関係機関の意見や危険箇所の情報提供により連携して経路の安全点検を行い、道路管理者が改善のため整備を行っております。

また、養老町通学路安全推進会議においても、平成二十六年四月に作成いたしました養老町通学路交通安全プログラムに基づき、児童・生徒が安全に通学ができる通学路の確保を図っており、定期的な通学路の合同点検に基づく歩道設置や防護柵等の環境対策、交通安全教育の推進を実施しながら、その効果を検証することにより、対策内容の改善や充実に努めているところでございます。

通学路の歩道分離策については、交通環境整備の重要課題と認識しておりますが、歩道の整備をするためには、施設帯を含めて二・五メートルの幅が必要となるため、多くの道路では隣接土地の所有者に土地を提供していただかないと歩道としての必要な幅が足りない状況でございます。このようなことから、本町としては、養老町通学路交通安全プログラムに基づき、優先順位をつけ、地元関係者や地権者の協力を得ながら、児童・生徒が安全に通学できる道路の整備に努めてまいりたいと考えております。

四点目の横断歩道の明示方法ということでございますが、通行車両に対する横断歩道の明示方策といたしましては、手前に横断歩道の路面予告標示が二カ所と横断歩道標識が設置されます。こ

れらは横断歩道も含めて公安委員会による設置となります。

また、事故等が多発するなどの危険な状況にある横断歩道があれば、公安委員会に対し安全対策の要望を行い、本町においてもカラー舗装等の安全対策を行ってまいりたいと考えております。よろしく御理解をいただきたいと思えます。以上でございます。

〔十一番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 十一番 林輝見君。

○十一番（林 輝見君） 四項目にわたつての質問に答えていただきましたが、再質問といたしましたので、私のほうから、私の身近で起きる交差点の事故の様子を皆さんからお聞きしますと、交差点の車同士の出会い頭の事故については、いつも当事者間で問題になるのが、こっちが優先だ、左方車が優先だとかいって、事故の原因者のそれと補償比率でこじれるというのが相当であると聞いております。

これに対する対策として、地元で言われておりますのが、片側に停止線を書いていただければ、相当事故は減るんだがなあというような声を聞きます。

これを書くことによる事故の減少が本当に有効であるならば、地元との協議を重ねて、停止線を書くということについて一考しなければいけないんじゃないかなというふうに思います。

この一件については、町長から所見をお聞かせいただければ結構ですので、これをお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 優先順位等の停止線でございますけれども、私の見解ということになりますとあれですけど、道路管理者が設置するというところでございますので、県道等については公安委員会ということになりますでしょうし、町道についてもまるきり関

係ないと。私もちよつとその辺のところ、申しわけございませんが、事務的なことについては担当のほうからお答えをしたいと思います。課長のほうから答弁させたいと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（松永民夫君） 前田建設課長、補足答弁。

○産業建設部建設課長（前田勝治君） 林議員の御質問に対して補足をさせていただきます。

停止線ということに関しては、公安委員会が引くことにはなりませんので、町単独で全部の交差点に引くというようなことにはならないということをお願ひしたいと思います。

あと、優先の道路の話も今出ておりましたので、交差点を設計していく上で、なるべくどちらが優先かということがわかりやすいような道路の設計というのは、基本方針ではやっておりますけれども、交差点の数が多い中でなかなか至っていないということがありますけれども、改良等を行う場合には注意をしながら、方針に基づいて改良を行っていききたいと思っております。以上でございます。

〔十一番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 十一番 林輝見君。

○十一番（林 輝見君） 町民の安全な生活を守るため、環境に対応した施策を進められるようお願ひしておきます。

次に、豊かなまちづくりを目指して、農業振興施策を重点に、洪水対策と土地改良区の運営についての質問に入りたいと思えます。これも四項目に分けてお伺ひしたいと思います。

まず、今後ますます厳しくなる農業経営環境の中、養老特産となり得る農産物の見込みと、生産性並びに多様性の向上策はあるのかをお答えいただきたいと思えます。

次に、地球規模で発生する局地的大雨、すなわちゲリラ豪雨は、我がまちに発生しかねません。これらに対応できる湛水防止の施策は十分であるのかをお答えいただきたいと思えます。

三番目には、現在、町内に数多くある排水機場は、ほとんどが農業保有者で運営費を負担している状況であります。また、運営経費についても、高額な町費を負担している現状であると思えます。ちなみに、平成二十八年度予算におきましては、農業施策における排水機場十六カ所で五千三百五十四万三千円の予算が計上されており、この維持管理に関する町長のお考えをお聞かせいただきたいと思えます。

次に、湛水防除上及び冠水対策上からも、排水効率をなお一層高めるのが急務であります。排水路の再構築を推進する上でも、各方面の意見を取りまとめ、数多くある土地改良区の統廃合を重要課題として取り組むお考えがあるのか、お聞かせいただきたいと思えます。

以上を農業施策の質問事項とさせていただきます。住民の関心度が高い課題であります。町長の簡潔で明確な答弁を期待して質問内容といたします。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 洪水対策と土地改良区の運営という中で四つの御質問をいただいております。

まず、農業の生産性と多様性の向上ということについてでございますが、養老町におきましては、現在もなお農地は小区画、用排水兼用水路で、かつ農道が狭小な地域がございます。言うまでもなく、農業の生産性を向上させるには、良好な営農条件を備えた農地の確保や用排水の整備が必要でございます。

そのためには、担い手への農地集積、集約化を加速化させ、大

型機械等の導入が可能な農地の大区画化や汎用化を図るとともに、水管理の省力化等を可能とするパイプライン化等の基盤整備を実施し、水稻に加え、小麦や大豆、野菜なども生産できるよう、農作物の生産に多様性を持たせることが重要でありますので、県、土地改良区と連携して基盤整備事業の推進を図っていきたく思っております。

また、農業の多様性の向上策の一つといたしまして、平成二十七年に創設した特産ブランド認証制度を活用して、町内で収穫される農畜産物を町内外へ広くPRして、多様性の向上に努めてまいります。

次に、ゲリラ豪雨に対する湛水防止対策という点についての御質問でございます。

近年、短時間に狭い範囲で急に強く雨が降り、数十ミリ程度の雨量をもたらす局地的大雨が見受けられます。このような大雨に対して、用排水兼用水路では効率的な排水は難しいと考えられます。そこで、用排水分離をした基盤整備（再圃場整備）の実施により、幹線排水路等の整備をあわせて行うことが効果的であると考えております。

また、基盤整備事業は、農業の生産性と多様性とも密接な関係がありますので、具現化できるよう取り組むとともに、安心・安全なまちづくりを目指してまいります。

次に、排水機の維持管理についてでございます。

従来、農業用排水機は、農地の湛水被害を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図り、あわせて国土の保全に資することを目的に、湛水防除事業などにより設置されております。土地改良区は、排水機場や土地改良施設を維持するための経費として、関係する農家から賦課金や協力金という形で負担をしてい

ただき、賄われているのが現状でございます。

本町では、排水機場へ流入する排水は、農業用水だけではなく、生活雑排水も流入している現状を踏まえ、公的負担の必要性に鑑み、町内十六カ所にある排水機場の電気料や運転費用など、通常の維持経費のほとんどを町が排水機場の管理委託先である関係土地改良区へ補助をしております。

しかし、排水機場の修繕等が発生した際や新たな排水機場の更新などの際には、これまでも農家への一部負担を求めてきたところでございます。今後、町といたしましては、排水機場の統合を含めた合理的な運営方法や排水機場の維持管理費の負担のあり方をさらに調査研究し、農家負担の軽減に努めてまいりたいと考えております。

最後に、土地改良区の統廃合についてでございますが、土地改良区の役割が増大すると見込まれる一方で、その組織運営基盤が脆弱化しているという状況にございます。こうした中で、土地改良区の効率的な運営により、組合員の負担感を軽減し、また農業、農村を取り巻く情勢の変化に的確に対応し得る土地改良区運営を確保するためには、統合整備を積極的に進める必要があると考えております。しかしながら、土地改良区の受益地域によっては、農業基盤整備状況の整備水準が異なっており、効率を高める土地改良区の統廃合を行うには、こうした未整備区域を解消し、土地改良区の管理体制の統一化を図った統廃合が望ましいと考えております。

本町では、平成二十五年に設置した土地改良区合理化調査検討委員会において、土地改良区の合理化を含めた体制強化の検討や今後の町の農業基盤整備と排水対策について協議を進めております。現在、検討委員会の中では、土地改良区役員の意向調査など

を踏まえ、統廃合による経費の節減効果やシミュレーションなどを行い、議論を重ねておるところでございます。

総体としては、統合を進める必要は感じられていると捉えておりますけれども、最終的な方向性についてはまだ結論が出ておりません。また、土地改良区の統廃合を検討する上では、慣行水利権や輪中堤等が散在している本町の地形的な条件も十分考慮した上で統廃合を進めていく必要があります。こういったものの実態を明らかにしながら、それぞれの土地改良区の役員や組合員の理解を得るとともに、地域の合意形成が必要不可欠でございます。

一方、国においても、平成二十八年度から土地改良区体制強化事業が開始され、土地改良区みずからが主体的に将来のあり方を検討するなどの自助努力により、計画的な視点に立った土地改良区の組織運営基盤、事業実施体制の強化を図ることが求められてまいりますので、こうしたことも踏まえて、県や土地改良区等と連携し、統合整備を含めた土地改良区の体制強化の推進を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

〔十一番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 十一番 林輝見君。

○十一番（林輝見君） 四項目にわたる御回答をいただきました。

最後の土地改良区の統廃合につきましては、ずうっと長い期間にわたりました協議されているといいますが、統廃合を進めなければいけないという声は上がるんですが、なかなか前へ進めないという状況にあることも承知しております。しかしながら、隣接する市町の状況を考えますと、ほとんどの地区がやはりこれに勇気を持って取り組んで、統廃合を進められているという現状であります。

養老町も、いつまでも従来の慣習にとらわれてばかりではなく、

先ほど町長の答弁にありました輪中の解決、また排水路の状況はどうするか。そういうものも、前へ進むためには大きく考え方を変えていかないと、前へは進めないだろうというふうに思います。この件につきましても、関係者、特に農業生産者、地権者の大きな協力を得なければ実現しない問題であろうというふうに思います。

この件は、町長が強いリーダーシップを発揮していただいて、関係者の理解を得て協働のまちづくりを進めるということで、さらなる養老町の発展をしなければいけないというふうに思っております。我が町がますます住みやすいまちになることを願いながら、本日の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（松永民夫君） 以上で、十一番 林輝見君の一般質問を終わります。

これより暫時休憩といたします。

再開は午後一時からいたします。

議員の皆様は、議員控え室に御参集ください。

（午前十一時四十一分 休憩）

（午後 一時 〇〇分 再開）

○議長（松永民夫君） 休憩を解き、再開いたします。

次に、五番 三田正敏君。

○五番（三田正敏君） それでは、議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

テーマは二点ございますが、通告に従いまして、まず最初に定住化促進事業と空き家対策についてをお伺いいたします。

昨年の国勢調査の速報値を見ると、養老町の昨年二十七年度の人口は二万九千三十六人と発表されています。平成二十二年度の

国勢調査の数値が三万一千三百三十二人で、この十年間で二千二百九十六人減少で、増減率マイナス七・三三％です。西濃圏域では、揖斐川町がマイナス九・五五％、関ヶ原町が八・三％のマイナスであります。次に、養老町がマイナス七・三三％で、西濃圏域ではワーストスリーになります。ちなみに、増減率数値の一番よかった自治体は輪之内町で、マイナス〇・五二％、次に大垣市で〇・七％であります。岐阜県下の増減率はマイナス二・三二％でありました。

この数字からわかるように、我が養老町は人口が激減している、このように言えると思います。他市町の施策と同じような横並びの定住化促進事業だけでは、この数値の改善はできません。養老町独自の施策を追加し、養老町のよさを内外にアピールすることが必要であると思えます。いかがでしょうか。

昨年、開催されたぎふ創生県民会議、移住定住促進部会で明らかにされたデータによりますと、県外から県内の各自治体の支援を受けて移住した人が本年度上半期で五百十四人と、過去最高のペースで推移していると発表されました。中でも、移住者五百十四人のうち約六割に当たる三百十六人が愛知県からの転入者であり、世代別では子育て若年層世代の四十代以下が全体の八割を超えている、こう伝えております。岐阜県下の市町村別では、大垣市が八十一人で最も多く、特に八百津町では、昨年度移住者がゼロから十二人と急増しています。

ぎふ創生県民会議は、広報戦略、支援制度の創設、拡充が功を奏したと見られると報告をされています。特に、大垣市が成果を上げている要因は、子育て世代に選ばれる大垣市を目指し、まちなか住宅取得支援では最大五十万円の助成や、新築家屋の取得で最大三十万円の助成、また引越し費用の一部負担など、中身の

濃い手厚い施策で子育て世代に特化した制度の幾つかを広報の目玉としてプロモーションしておみえになります。

愛知県を初め、中部各県に働きかけて効果を最大限に引き出したことが要因だと私は思いますが、我が養老町は、県との連携での事業で移住者にアピールしたい目玉になる移住定住促進事業はどのような事業が今現在あるのかを教えてください。また、その効果は現在どのようになっていますか。

また、二十八年度の予算の中に、移住定住促進事業に三百五十万円が予算としてつづけてありますが、どのような企画で、どこまで特化した施策をお考えかをお伺いいたします。答弁をよろしくお願いします。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） それでは、三田議員の御質問にお答えをさせていただきます。思います。

まず、質問の趣旨でございますけれども、県との連携で、移住定住促進事業はどのような事業があるのかということ、その効果、また本年度の予算、どこまで特化した施策を考えるかということについて、お答えをさせていただきます。

移住定住の促進につきましては、昨年十月に策定いたしました「絆を大切にすまちなち養老」創生総合戦略において、今後、特に重点的に推進する施策として掲げたとところでございます。施策の基本的な方向としましては、都市からの移住希望者やUIJタインの意向がある人をターゲットに、子育て世代や健康でアクティブな中高年の転入を促進してまいります。新年度におきましては、国の地方創生加速化交付金を活用するため、本県市を含む西美濃地域の三市九町で構成する西美濃創生広域連携推進協議会において、西美濃地域定住促進PR事業を実施してまいりますので、

本町も連携をしております。

内容といたしましては、PR事業として、名古屋圏、首都圏などで開催されるイベントでのPRや西美濃地域の魅力を紹介するガイドブックの作成、移住体験事業などを実施してまいります。

また、Uターン、Iターン就職支援事業として、高等学校の就職希望者を対象とした企業視察の実施や地元企業のPRのため、企業ガイドの作成など、地元企業への就職支援を行ってまいります。さらに、日本版CCR構想、「生涯活躍のまち」構想について、西美濃地域での実現性を調査研究してまいります。

本町の事業といたしましては、移住定住に関する相談や情報をワンストップで提供できる専門窓口の設置や移住定住ポータルサイトの開設、プロモーション動画の作成、SNSの活用など、総合戦略に掲げた施策を新年度から計画的に実施してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。以上でございます。

〔五番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 五番 三田正敏君。

○五番（三田正敏君） ありがとうございます。

今、答弁をいただきました西美濃広域PR事業、また企業ガイド、ワンストップ等々、この近隣市町でも既に取り組んでおみえになる市町がございますが、養老町は落ちついて取り組みをされておるよう感じますが、一日も早く取り組んでいただくことが必要なかあとと思いますが、私が三年前に人口問題で一般質問をさせていただいたときに、町長はそのときの答弁で、東海環状道西回りルートに係る波及効果を勘案し、安心して生活ができる住環境整備や魅力あるまちづくりのためのイベントの開催など、定住に向けた新たな政策の実施に向けて取り組むと答弁をいただき

ました。しかし、現在実施されている施策は、近隣市町でも同じような取り組みがなされており、引越しを考える転入者の気持ちになって考えてみると、養老町でなくてもっと住民サービスのよいところに住みたいと思うと考えますが、いかがでしょうか。養老町の人口動態は、転入者が多く、転入者が余りにも少ないというところがあります。この理由には、住宅事情、環境、利便性を上げる方が多くありますが、自然豊かな環境、また二カ所のできるインターチェンジ等、利便性、また近隣市町の中でもしっかりと評価をされるよいところだと思います。

子育て世代の悩みは、住宅事情と生活費の問題ではないでしょうか。そこで、子育て世代に評価される施策として、私は次の三点を提案したいと思います。

一つ目、住宅購入助成制度。転入者には、新築、古民家を購入した場合、引越し費用の一部を助成し、また着手金の利子の一部を助成する。例えば、最大で三十万円助成するというようなこと。

二つ目、古民家、空き家を町が所有者から賃貸で借り受け、リフォームして転入者に貸す。このリフォーム代は、家賃として十年から十五年をめどに回収をしていく。

三番目、転入者全員に、有効期限を三年程度にし、証明書を発行し、町民プール、オンデマンドバスなどの公共施設の無料化、また保育園、幼稚園の保育料の一部の補助、公民館活動の参加費の無料等、特典を付与するなどしてサービスの展開をする。

このような施策は、近隣の市町では行っているところは少ないと思います。このような施策を大々的にプロモーションして、養老町をPRしてはいかがでしょうか。養老町に住みたいと思うような施策、環境整備策を打ち出し、養老町のよさをアピールするこ

とこそ、一日も早く行わなければならない施策だと思えます。転入者、中でも出産適齢期の世代の方に受け入れられる施策、これが最も大切であろうかと思えます。

また、PR、広報は重要課題であります。子育て世代に特化した内容で、町独自の目玉を強調し、広報紙とかプロモーションビデオ等を作成し、県外・県内に広報活動を行うことが大切だろうと思います。先ほどの西美濃広域連携で、名古屋市等にされるというのも横並びの活動になってしまいますので、その中でも養老町の施策を特化してアピールすることこそ、選択肢の一つに養老町がクローズアップされると思いますが、町長の御意見をここで伺いたいと思います。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 再質問でございますが、さまざまな御提言を頂戴いたしました。本町の移住定住施策につきましては、これから本格的に着手するところでございますけれども、経済面だけの助成ではなく、例えば若い世代の安定した雇用の場を創出することや、結婚、妊娠、出産、育児に至るまでの切れ目のない支援の確立など、現在不足していると考えられる環境を補う施策、事業を展開することが必要であると考えますので、まずは庁内体制をしっかりと整備してまいりたいと存じます。

また、本町の魅力を発信し、認知していただくことは大切なことではあります。まず施策体系をしっかりと組み立てて事業を考えることが必要だと考えておりますので、よろしく御理解をいただきたいと思います。以上でございます。

〔五番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 五番 三田正敏君。

○五番（三田正敏君） 確かに今町長がおっしゃるとおりだと思

ますが、その施策を取り組む中にも、先ほど私が御提案をさせていただいた古民家、空き家を町が所有者から借り受けてリフォームし、また転入者に貸す。リフォーム代は家賃として十年から十五年をめどに回収する。こんな施策というのは、この近隣市町ではやっておみえにならないと思います。そしてまた、空き家対策も一歩前へ進むと、一石二鳥の施策だろうと思うし、十年、十五年のスパンで見た場合に、この事業をやることによって町は何の出費もないという状態になります。そういう意味においては、古民家を活用するという事業は、本当にいい目玉になるんじゃないのかと。

所有者の方から、例えば年間で十万とか二十万で借り受けて、それを百万円でもしリフォームしたとした。そうしたら、家賃を十年で割れば、年間十万円ずつの家賃になると。月当たりになると、初期投資の賃貸料を含めても家賃は一万円で十分対応できると。そうすれば、一万円で一戸建てのおうちが借りられるということになれば、若い人は子育ての中で、子供が小学校に上がる、また勉強部屋が欲しい、こういうときに部屋がない。そういう小さな家じゃなくして、一戸建てであれば十分可能である。そして、自然豊かな養老町で伸び伸びと子供を育てられるという魅力を発信していただく。そういう意味においては、この施策というのは、物すごく大きいと思います。そういう意味において、こんな施策を前面に、目玉にしていただきたいと思いますが、最後に町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 最後の御提案でございますが、議員が提案される空き家ということをお町が所有者から賃借し、修繕をして転入者に貸し出すという事業につきましては、移住者の住宅を確保

するということから考えるならば、本町には空き家のほか、アパート等の賃貸物件も多くございます。宅地建物取引業者との関係から、まずは町がそうした事業の実施主体にならないといけないものかどうかを検討する必要があるというふうに考えております。なお、移住者が多い他の自治体の事例では、移住者が新たな移住者を呼び込むという、いわゆる好循環を生み出していると聞いておりますが、本町においても将来的にそのような施策を展開してまいりたいと考えておりますので、議員にも御協力をお願いいたしますと存じます。以上です。

〔五番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 五番 三田正敏君。

○五番（三田正敏君） それでは、二つ目の質問に入らせていただきます。

養老鉄道の存続に向けた取り組みについてをお伺いいたします。このテーマは、町民の皆さんの関心度が高いテーマであると思います。特に、きょうはCNNテレビの録画中継がされておりますので、詳しくわかりやすく説明、答弁をよろしく願いたいと思います。

養老鉄道存続が決定と、今月の初め、三日の新聞に大きく記事が報道されました。大垣市、桑名市、海津市、揖斐川町、池田町、神戸町、養老町の沿線七市町と養老鉄道の親会社である近鉄の間で合意、この三月末までに確認書を取りまとめると掲載がありました。この合意内容は、新法人、沿線七市町がつくる第三セクターか、一般社団法人を設立し、第三種鉄道事業者になり、施設の管理をする。養老鉄道は、第二種鉄道事業者として引き続き運行を担う。近鉄は、新法人に対し鉄道用地を無償で貸与する。沿線七市町は、鉄道用地の固定資産税を免除する。近鉄は、新法人に

対し鉄道施設と車両を無償で譲渡する。近鉄は、養老鉄道経営安定化基金に対し一定の額を拠出する。新法人は、鉄道事業を廃止する場合、借り受けた状態に原状復帰して近鉄に返却する。養老鉄道が赤字の場合、沿線七市町または新法人が財政上の措置も含め、その他の支援を行う。これが大筋基本合意の内容であります。まずは養老鉄道の存続が決まり一安心です。そこで、今後の沿線七市町との協議の中で、養老町の主張、考え方をお聞きします。

一つ目、新法人の設立は第三セクターか、一般社団法人か、どちらになるのか、町としてはどちらを選択するのか。

二つ目、七市町が設立する新会社への出資金は、先日の新聞では、大垣市は均等に七市町が負担する、また各企業や団体からの出資も受ける考えを示しているが、養老町の考えは。また、出資金は幾らぐらいを想定しているか。

三つ目、法定協議会の設立はいつごろになるのか。

四つ目、近鉄は、養老鉄道経営安定化基金に一定額を拠出するとあるが、この金額は養老町としては幾らぐらいが妥当だと考えるか。

五番目、新法人は、新たな事業形態に移行するまで養老鉄道に一部出資をするか、いかほどの出資を考えるか。

六つ目、養老鉄道の沿線市町は、鉄道用地の固定資産税を免除するとあるが、養老町は今現在、近鉄から幾ら徴収しているのか。

七つ目、養老鉄道は九億円の赤字が出ていますが、今現在、沿線市町として三億円負担しています。残り六億円は近鉄が負担しています。今後、新しいシステムに移行後は、この九億円の負担はどのようになるのか。また、養老町の負担額はどのようになると想定しておみえになるのか、以上七点で町の考えをお聞きしたい

と思います。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 養老鉄道につきましての御質問についてお

答えをいたします。

先日、沿線七市町と、それから近鉄との間で大筋の基本合意になったわけでございます。そこで、議員の七つの御質問がございしますが、まず質問に回答する前に、最近の養老鉄道活性化協議会の進捗状況について御説明をさせていただきたいと思っております。

養老鉄道活性化協議会では、昨年十二月八日の近鉄の社長との面談実施以降、沿線市町担当者で行う幹事会を四回、沿線市町担当者と近鉄担当者との勉強会を三回、それから首長会を一回開催いたしました。これらの協議の結果をもとに、三月一日に近鉄の社長と沿線市町首長との面談を行い、平成二十九年中に新しい事業形態へ移行させることをめどに、事業形態変更に関する基本的事項について合意することで、養老鉄道養老線存続が決定をいたしました。今後はこの合意に基づき引き続き協議を進め、本年度末には詳細を定めた確認書を締結するように現在進めているところでございます。

そこで、先ほどの七点の御質問について、一括して御説明をさせていただきます。

まず、法定協議会の設立については、一部の報道で六月に設置というふうにございました。が、事務局側の案でありまして、まだ正式に決まったわけではございません。限られた時間の中で進めていく必要があり、できる限り早い時期の設立が必要であるというふうには考えております。

次に、近鉄の固定資産税額につきましては、地方税法による守秘義務がございまして、この場での回答は控えさせていただきます

く、御理解をいただきたいというふうに思います。

それから、他にいただいております五点の質問についてでございますけれども、現在、活性化協議会で協議中、また近鉄と交渉中の事項でございます。決定してないため、お答えをすることはできませんので、御理解をいただきたいと存じます。

これらの項目につきましては、今年度内に締結する養老線の事業形態変更に関する確認書や、来年度以降策定をいたします鉄道事業再構築実施計画の協議策定過程において順次決定していく予定でございます。このために、御質問にありました項目につきましては、決定次第、皆様に御報告を申し上げますと存じますので、よろしく御理解をいただいて、答弁とさせていただきますと思います。

〔五番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 五番 三田正敏君。

○五番（三田正敏君） 今、町長の答弁で、協議中ということ、具体的な考え方、数字は報告はできないというお話でございます。たけれども、それではちよつと矛先を変えて質問させていただきます。

平成二十九年中に新しい事業形態に移行されることは決定している。これは間違いないと思いますが、養老鉄道が増収になるような施策の取り組みを、沿線市町として、また我が養老町として何ができるかを考え、できることからやらなければ、養老鉄道の経営は難しい、厳しいものになると思います。養老鉄道側の努力はもとより、各市町が養老鉄道を利用しやすい環境整備、また町民の意識改革が必要だと思えます。

そこで、我が養老町では何ができるかを考えていきたい、こう思います。私は、パーク・アンド・ライドということで、養老町

にある三つの駅、烏江駅、高田駅、養老駅、この三つの駅の無料の駐車場を整備し、今まで車で通勤していた人がこの駐車場に車をとめ、養老鉄道を利用していただく。この整備は、養老町は企業が少なく、町外に出て働く人が多いので期待できるのではないかと思います。ちなみに、池田町では、百台ぐらいの駐車場を整備されています。

また、オンデマンドバスの運行方法を一部変更して、例えば烏江駅には、東ルートの定期バスの発着を全列車の時刻に合わせて運行する。高田駅は、西ルート、北ルートのバスの発着を電車の時刻に合わせて運行する。養老駅には、南ルートのバスの発着を一日に何便かを運行する。このシステムが日常の生活の中に受け入れられれば、養老鉄道の利用者がふえると思うが、いかがでしょうか。

このような取り組みを養老町で取り入れていけば、沿線市町との連携で、例えばきょうは海津市の三川公園まで行きたい、こう思えば、近くのオンデマンドバスのバス停から養老駅まで行き、電車で駒野駅まで行く。そこから目的地の三川公園まで海津市のバスに乗せていただき、目的を達成することができる。このように養老鉄道の縁によって各市町が連携すれば、養老鉄道の活性化が期待できると思うが、町長は協議会の会議に出席してこのような施策を沿線市町に提案してはいかがでしょうか、答弁をお願いします。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 再質問にお答えをさせていただきますと思います。

養老鉄道は、通勤・通学をメインに利用されている生活路線であります。少子化、人口減少による利用減に歯どめをかけるた

め、観光鉄道としての活路も見出すことが必要でございます。そのため、町として、観光の起爆剤となるような事業を実施することが重要であると考えております。

また、養老の特徴、資源を生かした魅力ある町のあり方を考える、町の活性化には県内有数の観光地である養老公園のにぎわいの創出は欠かせず、養老公園が活性化することで養老鉄道の利用者がふえ、活性化する。養老町と養老鉄道と養老公園は三つどもえの関係であり、特に鉄道と公園はセットと考える必要がございます。

来年度、養老鉄道の利用促進活性化につながる事業として、養老駅と養老公園を結ぶシャトルバス事業、観光案内所の整備等、養老駅の利便性向上を図る養老駅拠点化事業及び相互情報発信事業、イルミネーションや駅前イベントを開催する養老プロムナード事業の四事業を計画しており、国に地方創生加速化交付金の要望をしておるところでございます。

また、利用促進には行政だけでなく、企業や住民の参加、協力が必要であり、民間と行政が一体となって支えるとともに、行政としてはこれまでの事業のほか、駅周辺に駐車場を確保するパーク・アンド・ライド、御提案をいただきました環境の整備を進めるなど、生活路線としての施策も重要であると認識をしております。

また、オンデマンドバスの各駅発着の定路線化につきましては、オンデマンドバスのシステム運営上、難しい課題ではございますけれども、現在、オンデマンドバスは養老鉄道の友江、烏江、美濃高田、養老、美濃津屋、駒野の六駅にバス停を設置しております。養老鉄道の利用促進及び公共交通の広域連携に努めておるところでございます。

また、他市町においてのコミュニティバスは、養老鉄道の発着時刻と連携して運行されておると聞いております。養老鉄道の存続に向け、鉄道事業再構築実施計画の策定において、利用促進等の増収策は必要事項でありますので、町としても積極的に利便性を高めるさらなる連携が図られるような新たな施策を提案していきたいと存じます。以上でございます。

〔五番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 五番 三田正敏君。

○五番（三田正敏君） ただいま答弁をいただきましたパーク・アンド・ライド、またオンデマンドバスの変更は難しいけれども、前向きに検討していこうというふうに御返答をいただきました。ありがとうございます。

養老町は、今、高田駅、養老駅、烏江駅、友江駅、また駒野駅と運行していただいておりますけれども、電車の時刻に合わせての運行はありません。今おっしゃるとおり、他市町は時間に合わせて運行している路線があるというのを聞いております。そういう意味において、養老町も取り組んでいただく、これを一歩前へ進んだという思いで受けとめておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいというふうに思います。

町民の皆さんにこのシステムを理解していただくために、根強く町民の皆さんにアピールしていく、この活動が大事だろうというふうに思います。養老町は、いろんな施策に取り組んでやっていく、その過程の中で、町民の皆さんに受け入れていただくのか、それともこういうふうにしてほしいけれども、町民の皆さんが知らないという部分で、役場まで、また出先の公民館まで足を運んで相談される人は十人に一人か二人しかいないと思う。十人にやはり五人、六人に認知されて、初めてその事業が成功したと

いうふうを受けとめられると、こういう問題だろうと思います。そういう思いで、養老鉄道の存続が末永く続くように、環境整備策、また意識改革の取り組みを本当に根気強くお願いしたいというふうに思います。

私は、この養老鉄道を末永く存続することを願って、質問を終わりますが、最後に町長の御意見をひとついただいで終わりにしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 養老鉄道は、本町にとって必須の公共交通機関であるというふうな認識はいささかも変わっておりませんし、これからも維持していく必要があるというふうに思っております。ただ、乗客があつて初めて存続をするものであるということでございます。通勤・通学の人たちだけではなく、養老鉄道を本町の本場に宝として町民の皆さん全員が共有する形で、それこそ乗って守ろう養老鉄道ということでございます。先日、沿線五町の民間の養老鉄道を守る方々の集会もございました。機運も上がつてきておるといふふうに考えておりますので、本町においても一層住民の皆様方の関心を得て、今後利用いただきたいというような広報等も怠らずにやっつけていきたいと考えております。今後も議員の御協力をよろしくお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 以上で、五番 三田正敏君の一般質問を終わります。

○議長（松永民夫君） 次に、十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 発言の許可を得ましたので、通告に基づき、二件で一般質問をいたします。

町長は、施政方針で次のように述べられました。国においては、長引くデフレからの脱却と、構造的な問題である少子・高齢化の問題に真正面から向き合い、一億総活躍社会をつくり上げるため、GDP六百兆円、希望出生率一・八、介護離職ゼロをアベノミクスの新たな三本の矢として打ち出し、経済再生と地方創生に取り組む決意を国民に示した。しかし、この三年間、社会保障予算の削減を続け、この結果、下流老人、子供の貧困、貧困女子、漂流青年、貧困中年、ブラック企業、ブラック自治体、ブラックバイトなどという言葉がマスコミに頻繁に登場するほど国民の間で将来に対する不安が広がっていることも否めません。

最初に、高齢者福祉施策について伺います。

一点目は、愛知県大府市で二〇〇七年十二月、認知症で徘徊中の当時九十一歳の男性がJR東海の共和駅構内の線路上で列車にはねられ死亡し、JR側は振りかえ輸送費用など約七百二十万円を家族が賠償するよう求めた提訴、いわゆるJR東海認知症事故訴訟についてです。

一審の名古屋地裁は、妻と長男に七百二十万円の賠償を命じ、二審の名古屋高裁では、離れて暮らす長男の監督責任は否定しましたが、妻の責任を認め、三百六十万円の賠償を命じました。徘徊を伴う認知症の人を持つ多くの家族や医療介護関係者は、三月一日に言い渡される最高裁判決を注目しました。最高裁判決は、同居の配偶者だからといって直ちに監督義務者になるわけではなく、介護の実態を総合的に考慮して責任を判断すべき。そして、妻が要介護一であったこと、長男が遠距離で暮らしていた事実などを検討し、家族に賠償責任はないと認め、JR東海の請求を棄却しました。

伺います。町長は、この最高裁判決をどのように受けとめられ

たでしょうか。また、認知症の高齢者は、現在五百万人を超え、十年後には六十五歳以上の五人に一人が認知症になると推計されています。認知症の人や介護家族が安心して地域で暮らせる仕組みづくりへの行政が果たす役割をどうお考えでしょうか。

二点目は、障害福祉サービスから介護保険への移行に伴い、重い障害であるにもかかわらず、低い介護度で家事援助支給時間などの減により、これまでの暮らしが維持できないなどのひずみが浮き彫りになっています。障害者が六十五歳になると、障害福祉サービスから介護保険に移行しなければならぬ、いわゆる介護保険優先原則、当町において当事者の生活支援の低下は招いていないか、個々の実態に即した適切な運用が行われているか、伺います。

三点目は、要支援の訪問介護、通所介護を保険給付から外し、市町村が実施している地域支援事業に移す、いわゆる新総合事業についてです。国は、二〇一七年四月末までに全ての市町村で総合事業を開始するようとしています。進捗状況について伺います。

四点目は、法改正により、二〇一五年度から特養老人ホームに入居できるのは原則要介護三以上となりました。ただし、要介護一・二でも勘案事項に該当する場合、市町村の適切な関与のもと、各施設に設置する入所検討委員会の議決を経て、特列入所を認めるというのが厚労省の方針です。白鶴荘も含め、要介護度一・二の方々の行き場探しや特列入所の実態はどうなっているでしょうか。

最後、五点目は、二〇一五年春の介護報酬の改定で、介護現場の実態をどう把握しておられるのか伺いたいと思います。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） ただいまの水谷議員の高齢者福祉施策についての御質問にお答えをさせていただきます。

まず第一点目は、先日、判決のありました大府のJR東海認知症事故訴訟についての私の考え方と、それからまた地域で暮らせる仕組みづくりということで御返答させていただきます。

厚生労働省では、高齢者のうち、認知症人口は二〇一二年の四百六十二万人から、団塊の世代が全て七十五歳以上になる二〇二五年には七百万人となり、高齢者のおよそ五人に一人が認知症になるのではないかと推計がござります。当町においても、本年二月末現在の高齢者人口が八千八百十二名で、そのうち日常生活に支障を来すような症状、行動や意思疎通の困難さが見られる認知症自立度二以上の方は九百七十五人と、高齢者のおよそ九人に一人が認知機能に問題がある状況となっております。

さきの最高裁判決では、認知症の人や介護する家族の監督義務について、同居の夫婦だからといって直ちに監督義務者になるわけではなく、介護の実態を総合考慮して責任を判断すべきであるという初めての判断が示されました。この判決によって、民法で定める監督義務者、監督義務者に準ずる者であるか否かの判断は、本人の生活や心身の状況に加え、責任無能力者との親族関係や同居の有無、介護の実態などを総合考慮して判断すべきであり、事実上の監督義務者が賠償責任を問われることとなります。

つきつきりで介護をしていますが、認知症の高齢者が徘徊するケースは少なくなく、かといって家の中に閉じ込めるわけにもいかず、介護する家族は疲れ切っているというのが現状ではないかと察しいたしております。

今後、どの家庭においても同様のことが起こり得る状況であると思います。この判決では、家族だけでなく、社会全体で責任

を負う方向で問題を解決しようと、認知症の高齢者と密接にかかわりを持ち、監督できる立場にある人が責任を負うという枠組みを示したのではないかと考えます。

今後の少子・高齢化時代に、認知症の人がかかわる事件や事故の負担を社会全体でどのように負っていくべきなのか、考えていく必要があると考えます。社会全体で責任を負う取り組みとしては、当町では医療、介護、福祉等の関係団体と認知症に対する社会理解の促進、早期発見、治療への取り組み、関係機関との情報共有、未然の事故防止等への取り組みができないか、現在、連携協定締結に向けて協議を進めているところでございます。

また、県と株式会社セブーン・イレブン・ジャパンにおいては、日常業務を通じて高齢者等の見守り活動や高齢者等の福祉に関する啓発、高齢者等の雇用及び認知症サポーターの養成など、高齢者等が安全で安心して暮らせるよう、岐阜県の高齢者等の支援活動に関する協定を締結しており、当町もこれに準じた協定を結ぶため、県を経由して現在申請中でございます。

さらに、平成二十年度から、地域包括支援センターが中心になりまして認知症サポーター養成講座を実施しております。平成二十八年二月末の時点で計四十四回、延べ一千三百二十五の方が受講をされております。

そして、認知症の人を介護する家族の意見交換の場として、家族会を定期的に開催してきましたが、平成二十八年度からは認知症の人やその家族に加え、認知症に対して不安のある地域住民の人も気軽に語り、相談し合える場として、認知症カフェを町内二カ所に開設し、認知症に対する啓発や不安の解消などにつなげてまいりたいと存じます。

また、今後は民生児童委員や高齢者の見守り協定を締結した事

業所などと地域ぐるみで高齢者の見守りを強化してまいりたいと存じます。

それから、質問の二番目でございますが、今度の介護保険に移行することによる介護保険優先原則で当事者の生活支援の低下を招いていないかという問いでございますけれども、障害福祉サービスを利用する障害者が六十五歳になると、原則として一割負担の介護保険サービスに切りかわる制度について、日本障害者センターの自治体アンケートによると、切りかえが完了していなくても障害福祉サービスを打ち切る自治体と、六十五歳を超えても手続をするまで障害福祉サービスを継続する自治体があり、対応に差があるのが現状でございます。

当町におきましては、障害福祉サービスを受けている方でも、六十五歳になられた方で介護保険に類似するサービスがある場合は切りかえを勧奨し、介護保険制度の申請をして、介護認定を受けてからサービスの変更をしておりますので、今のところ六十五歳を超えて突然障害者サービスが受けられなくなったなどの苦情、トラブルは発生しておりません。また、介護保険制度にないサービスは、引き続き障害福祉サービスを利用できますので、個々の実態に即した適切な運用が行われているものと考えております。

次に、三番目の町独自の新総合事業の進捗状況という点についてのお答えでございますが、介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる新しい総合事業につきましては、平成二十七年四月に従来の介護予防事業から移行することになっておりますが、市町村が条例で定めた場合は、その開始が平成二十九年四月まで延期できることになっております。

当町におきましては、昨年の保険料等を改正する条例改正の際に、その開始時期を平成二十四年四月一日と定めたところでござ

います。現在は、その開始に向け、要綱制定など準備を進めているところでございます。

町独自の事業につきましては、事業の制度設計について、市町村の裁量によるところが大きいけれども、県内で先行して総合事業を開始している自治体においても、独自事業を行わず、現行の予防給付事業の訪問介護と通所介護を地域支援事業に移行し、総合事業を開始しているところが多いのが現状でございます。

本町においても、介護事業者や独自事業の担い手となり得る地域団体と十分に協議を行い、事業が行政からの押しつけにならず、また継続可能な事業になるため、慎重に制度設計をしていきたいと考えておりますので、独自事業の開始時期は現時点では未定としております。

四番目に、介護三以上になると特養に入れられないということで、介護難民が生まれていないかということでございますけれども、二〇一五年の介護保険法の改正によりまして、特別養護老人ホームの入所条件が要介護一以上から原則要介護三以上に変更になりましたが、変更前から入所されている要介護一・二の方は引き続き入所可能となる経過措置が適用されております。

新規入所では、各施設において入所判定委員会を開き、岐阜県指定介護老人福祉施設等の入所に関する指針や家族の介護度、障害の有無などを考慮し、緊急性の高い順に入所されていると存じます。

要介護一または二の方から入所申し込みがあった場合は、委員会で特例入所の対象とするか否かを検討する際は、施設所在地の市町村に意見を求めることができるとなっておりますが、今まで意見を求められたことはありません。また、介護度の区分変更につきましても、申し出順に随時受け付けしており、緊急性の変

化には対応できていると考えております。

当町におきましては、第六期介護保険事業計画に基づき、平成二十八年度の地域密着型の小規模特養整備のための事業者の公募を行い、指定予定事業者の選定を行いました。国の補助金を活用し、定員二十人の小規模特養が平成二十九年四月に開所する予定となっております。

また、要介護二以下の入所希望者の対策として、認知症対応型のグループホームを小規模特養と同様に公募をいたしまして、こちらも平成二十九年三月に定員十八人の施設として開所の予定となっております。待機者の解消につながることを考えております。

最後の五番目、介護報酬の改定による介護現場の実態をどのように把握しているかという問いでございますが、二〇一五年の介護報酬改定によりまして、報酬が全体で二・二七%引き下げられたため、現在、どの市町の介護サービス事業所でも雇用確保が厳しい状況だと思われれます。介護報酬改定の対策としまして、介護職員処遇改善加算の拡充により、介護報酬単価の減額分を補う方法が考えられますが、介護職員処遇改善加算だけで報酬単価の減額を補うことは困難な事業所が多いと思われれます。

なお、当町におきまして、民間の介護施設からは、介護職員が足りないなどの相談等は今のところ受けておりませんが、先ほど述べました平成二十八年度に整備する事業所の選定におきましても、従業者の確保が最重要課題であるとの認識で確認しましたところ、両事業所より職員確保のめどはあるとの回答を得ておりますので、町内のどの事業所でも、経費節減や働きがいのある職場づくりにより職員を確保されているものと考えております。以上でございます。

〔十三番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 再質問いたします。

今回の事故は、認知症の身内を居宅介護する全国の家族に本当に大きな衝撃を与えたと考えています。被害者家族は、全ての衣類や持ち物に本人の氏名や家族の連絡先を記入している。出入り口にセンサーをつけ、玄関も勝手に外出できないよう施錠鍵をつけ、GPS装置も対応していた。しかし、センサーは本人のストレスが大きく、当時切られていたということが二審の判決では大きく問題視されていました。

最高裁での判決のポイントは、当時の妻が要介護度一だったこと、長男が二十年以上別居していたことなどが監督義務なしとする根拠になっています。もし妻が要介護でなければどうだったのか、長男の別居がもっと短ければどうだったのか。JR東海は、最高裁の判決であり、真摯に受けとめるとのコメントを出しましたが、夕方のラッシュ時に起きたこの事故で二万人の足に影響があり、振りかえ輸送代償金としての請求額でした。

鉄道事故による認知症の犠牲者が年二十人以上もいる深刻な状況の中、今後、被害者の泣き寝入りが前提とされても納得できるものではないでしょう。事故があった場合の損害を自治体としてどのように救済するか仕組みづくりの検討を求めるものですが、その見解を求めたいと思います。

また、先ほど認知症コーディネーターの養成の実数を答弁の中に盛り込まれましたけれども、その活動内容について、例えば各地区の支部社協がそのコーディネーターの方たちと連携して、各地区でそういうノウハウの中で活動していけるようなシステムづくりになっているのか。例えば、支部社協がそういう方たちとの連携に対して、行政や社協のほうで適切なアドバイスをしている

のか、そういうことについてお答えいただきたいと思えます。

今年度はいろいろと新しい取り組みとして、カフェも二カ所で行っていたかどうかというようなことも答弁でありましたけれども、私もこの居宅介護をしている家族の会に何回か出席をさせていただきましたが、来られる方たちはまだ本当に幸せなほうで、来てくても来られない家族のほうが多いと思えますし、いろいろと全国を見ていますと、家族もそうだけれども、本人同士が定期的に集まり、支え合う拠点づくりの取り組みが非常に認知症予防に大きな効果をしているというような報道もありますので、具体的に二カ所のカフェの検討内容、準備の実施内容についてお尋ねしたいと思えます。

それから、先ほどの答弁の中で、入所検討委員会の関係で、要介護度一・二の新規入所については、例えば養老町の意見を施設から求められたことはないという答弁でしたが、これはどういふふうに理解すればいいのか、その点で答弁をいただきたいと思えます。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 今回の事件判決についてでございますけれども、被害者救済というようなことを含めての御質問であるのか

というふうに思いますけれども、御質問の件について、要介護の家族の状態が異なった場合につきまして、この判決がどうなるかということでございますけれども、これはあくまで裁判所が行うものであるということ、今回の最高裁判決はこのような結果になりましたけれども、たればというように、個々に関し

ての回答というのは、その都度裁判所が行われるものであるかと考えております。いわゆる監督者責任を認めないというわけではございませんので、あくまでおのおのの事情に合った判決になっ

てくるのかなというふうに考えております。

それから、認知症カフェの問題でございますけれども、今年度から認知症サポーターの活躍の場としても期待できるということで、認知症カフェというものの開設を考えておりまして、各中学校区に一カ所ずつを開設する予定でいうことでございます。活動内容等につきましては、詳細については担当課より御返答をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それから、最後、もう一点も担当のほうからお答えをさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（松永民夫君） 野村住民福祉部長、補足答弁。

○住民福祉部長兼健康福祉課長（野村博治君） ただいまの水谷議員の御質問にお答えします。

認知症カフェの関係でございますが、先ほども町長のほうから答弁がございましたように、各中学校校下に一カ所を予定しております。主な事業内容としましては、認知症カフェで認知症の方やその家族、そして地域の住民の方、誰でもが集い合って認知症について学び、そしてお互いに相談し合える場ということで、まさしく水谷議員がおっしゃられました認知症の人を支える拠点としての役割を認知症カフェのほうで担っていきたいということで、当町におきまして、平成二八年度新規事業で認知症カフェの委託業務を計上しております。

それから、白鶴荘の関係でございますが、相談がなかったというところは、特例入所は今のところ実施されていないということでございます。以上です。

〔十三番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 新総合事業の関係ですけれども、確認

ですが、当町は二〇一七年ではなくて、二〇一九年四月というふうに理解して、先ほど町長は平成二十四年というようなこともおっしゃったと思うんですが。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、訂正をお願いします。

○町長（大橋 孝君） 新総合事業のほうは、平成二十九年ということでございます。二十四年と言ったようでございますが、訂正をさせて、おわびを申し上げます。

〔十三番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 新総合事業ですが、平成二十九年ということですが、平成二十八年二月分の介護保険事業実施報告書によれば、要介護認定者が一千四百二十六名のうち、要支援一と二の介護度の方は二百九十六名となっております。この方々のうち、訪問介護と通所介護を介護保険の給付から外して町独自の新総合事業に移しますと、いわゆる厚労省が示す内容でいけば、無資格者やボランティアの方が担い手となるというふうに理解しているわけですが、その理解でよろしいでしょうか。

それから、軽度者が専門的なケアを受けられなくなると、重度化が一気に進んで、保険給付費はかえって増加しないか。あるいは生活支援では、ケアプランに基づき計画的に実施され、専門家が生活援助に入ることを利用者の微妙な変化に気づき、早期対応が可能になるというふうに考えるものですが、これらの具体的な受け皿を、先とはいいますが、徐々に新総合事業へ移行できるように、サービス低下を来さないように準備していかなければならない段階ですので、この点について伺いたいと思います。

それから、介護報酬の関係ですけれども、介護報酬の引き下げで、職員の労働条件が非常に悪化しています。先ほど、町内では

人材不足ということはないということでしたけれども、介護職に誇りを持ち、また介護職が好きだというふうに頑張っている若い世代はたくさんあり、憧れの職業だというふうに話す介護職員の方も随分おられるわけですので、養老町として町独自でもプラスになるような、生活の安定に寄与できるような取り組みも求めていきたいのですが、この点での答弁も求めたいと思います。

さらに、認知症の人を二十四時間つきっきりで見守るというのは不可能です。また、自宅に閉じ込めておくこともできません。高齢になっても、認知症になっても、地域のつながりの中で自分らしく暮らしを続けたいとの希望に、行政、養老町がどこまで寄り添えるのか、改元一三〇〇年祭に向け、全国初の認知症事故損害賠償公的基金の創設整備も最優先で取り組んでいただきたい課題だと考えるものですが、この点での答弁を求めます。

○議長（松永民夫君） 野村住民福祉部長、自席で答弁。

○住民福祉部長兼健康福祉課長（野村博治君） まず最初に、御質問にございました総合事業の関係でございます。

当町におきましては、平成二十九年四月一日に総合支援事業を開始するというところでございます。内容としましては、まず各事業を始める前に、地域の中で高齢者が何に困っているのかをまず見つけ出して、そして次に、困っていることに対して誰がどのよう
うに手助けをしていけばいいのかという地域の実情の把握がまず一番大切であるというふうに考えております。

地域内の困り事に対して地域の手助けで解決するというのは、本町が進めております自治町民会議の理念にも通じるところでありますので、自治町民会議が独自事業の担い手となるような大きな期待を抱いているところでございます。いわゆる先ほどの最高裁の裁判の判決にもつながる部分でございますが、やはり地域の

力で社会が責任を持って見守っていくというふうに考えております。

それから、介護報酬の関係でございますが、現在、町内の事業所での離職率については把握しておりませんが、各事業所においては人員基準がございますので、職員の確保は適正にできているというふうに認識をしております。

それから、最後に保険の関係でございますが、昨年十月に大手の損害保険会社におきまして損害保険の内容改定がございました。しかしながら、その改定の内容は、いわゆる判決にありました列車事故におきます列車の遅延等の損害賠償については保険の対象外となるというようなことでございますので、こういったことにつきまして、今後、町としてはこれらの保険会社の動向等を注視していききたいというふうに考えております。以上です。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 私のほうから若干つけ加えさせていただきます
たいと思います。

介護報酬というだけでなく、介護の労働条件といいますが、労働実態というものが、きちんとその実態を把握しているわけではございません。各事業所からそういった問題はないということ、そういった訴えはないということでございますので、その実態調査というのはやはりして、問題点等を洗い出しながら、町として何ができるかということも考えていきたいというふうに考えております。

それから、保険関係について、もう一つは公的基金や被害者救済制度については、公益社団法人の認知症の人と家族の会というのがその必要性を強く主張されておられるわけでございますけれども、この点については、国政レベルでの慎重な議論が必要だと

いうようなことで、町としてはこの動向に注意してまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

〔十三番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 二件目は、町民参加型の持続的な一三

〇〇年祭事業についての見解を求めます。

町長は、施政方針の中で、「一三〇〇年祭について「時を超えて息づく親孝行と若返りのふるさと」をテーマに、本町の特色から「絆」「歴史」「自然」「健康」の四つをキーワードに、本町だけが有するさまざまな魅力をイベントを通して全国に発信し、健康に暮らせるまちとしての事業を展開するというふうに述べられています。また、町民の皆様には十分理解いただいていない部分もあり、盛り上がりにかけているとの指摘をいただいております。特に広報活動に力を入れていくとも述べられています。

なぜ町民の理解が十分得られていないのか。本祭に向けてのこれまでのイベントを含め、事業の内容や予算の使い方に問題はなかったのか。広報活動に、新年度では一千五百万円余の多額の予算をかけますが、こういう予算をかけることが一三〇〇年祭を盛り上げさせるのでしょうか。

私は、一三〇〇年祭の取り組みの始まりから、町民と行政の間での乖離があると考えます。その一つが、六十三万円のデザイン料を支出し、専門のイラストレーターに委託をした養老改元一三〇〇年祭PRポスターです。町民不在での取り組みは、新年度予算の企画、養老改元一三〇〇年プロジェクト事業四千七百三十九万一千円でも明らかに、予算特別委員会でも複数の議員が厳しく指摘したところだと思います。そこで、町民参加型の持続的な一三〇〇年祭を、今を生きる私たちが次の世代に継承するために苦勞し、

たくさんの種を用意しておくことに、三点での事業についての見解を求めます。

一点目は、観光ボランティアガイドの養成事業の取り組みについてです。

第五次総合計画などでも観光ガイドの育成が掲げられ、平成三十二年度までに三人を目標値としています。

また、町長肝いりの新生養老のまちづくり構想にも、観光施策の目玉として、観光ボランティアが果たす役割が大きく掲げられております。私も以前から、当町に観光ボランティアの活動がないのを大変寂しく考えていました。町内外の観光者に養老町の魅力を町民自身が発信することは、大変意義のある事業展開になると考えます。

一昨日も議員有志で、担当課職員にも同行し、説明をしていた大きなながら、まぐさの滝、直江の滝、養老の滝をつなぐ車椅子スロープ対応現場を視察した折、養老公園を通りますと、若い女性の観光客の姿が多くありました。そこに観光ボランティアガイドの同行があれば、人と人とのきずなの中で、彼女たちがリーダーとして養老町に人を呼んでくれる可能性もあるのではないかと思います。観光ボランティアガイドの現状について答弁をいただきたいというふうに思います。

二点目は、マラソン愛好家の方から、いびがわマラソンのように四十二・一九五キロを駆け抜ける改元マラソンを企画してほしいとの要望をいただきました。全国に発信するにふさわしい養老町の自然を満喫し、健康を増進するイベントになると考えるものですが、その見解を求めます。

三点目は、時代を継承し、育まれてきた各地区の伝統文化は、区の財産であるとともに、町民共有の財産でもあります。しかし、

区が違くと、直接的に見たり、聞いたり、触れたりする機会がなく、ケーブルテレビ等で間接的に視聴するにすぎません。そこで、来年の本祭の町民会館を会場にした発表会を提言するものですが、その見解を求めます。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 一三〇〇年祭についての三点の御提言についてお答えをさせていただきます。

まず第一点目、観光ボランティアガイド養成事業につきましては、養老公園への来訪者のおもてなし機能の向上ということで、新生養老まちづくり構想の中で実施計画に掲げております。いろいろな形での検討や試みをいたしております。

現在、庁内関係各部署の係長級で組織するワーキンググループにおいて、養老公園内の散策コースなどを初め、いろいろな検討をいたしております。また、一昨年には、本町のメイン事業の一つである養老改元一三〇〇年祭イベント、親孝行のふるさとフェスタ開催の際、養老公園内の芝生広場で行うメインステージとは別に、滝谷沿いにおいて史跡などを案内する観光ガイドを、養老町文化財保護協会の会員の方々にボランティアとして行っていたいただきました。

昨年においては、養老町観光協会と協賛で実施した養老三滝の一つ、まぐさの滝へのウォーキング事業では、地元において結成され、活動を続けておられる養老三滝同好会の皆様に行行をしていただき、散策道のルート案内などを行っていただきました。初めての試みでございましたが、非常に好評であったと報告を受けております。

また、毎年、日本百選に選ばれた森、滝、なぎさを有する市町村等で構成する日本の森・滝・渚全国協議会が開催され、その土

地の名所とされる観光地の視察も行われますが、そういった観光地としてにぎわいを見せる地域を見ますと、必ずと言っていいほどボランティアガイドの皆さんの活動が非常に活発だと拝見いたしております。

また、各地の成功例を見ましても、自主的にNPO法人を発足させたり、特に人が多く集まる週末の土・日等に限定して行ったりと、それぞれの地域で特徴のある事業活動が展開されており、観光ボランティアといいますが、その範囲は地域の伝統、芸能や祭りなど町内全域を対象としたものや、限られた分野や、その個々の目的や事業を対象としたものなど、さまざまな考え方があると思われます。

現代社会では、情報がすぐに収集できるネット社会で、特にSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）が普及していますが、人が直接介することではか伝わらない温かい情報提供の仕方も必要であると考えます。しかし、ボランティアとはいえ、ある程度の接遇などの基本的なスキルと専門的な知識がなければ観光ガイドはできませんし、昨今ふえつつあるインバウンドへの対応も必要だと感じております。今後は、さらに庁内ワーキンググループなどでの検討を重ね、観光ボランティアガイドに挑戦したい方や興味のある方を、広く町広報紙やホームページなどで募集してまいります。

また、アーカイブ事業として、歴史・文化資源に関する多数のデジタルデータや、スマートフォンを利用した「たき道」、養老公園内の石碑、古道など、十四コースを散策するガイドアプリも作成、運用しておりますので、観光客のみならず、観光ボランティアガイド養成には、これらのデータを有効に活用した誰でも気軽に参加できるガイド養成講座の開設やガイドマニュアルも作成

し、観光ボランティアガイドの育成に傾注してまいりたいと考えています。そして、将来的には、観光の拠点であります親孝行のふるさと会館や、鉄道でお越しの方の養老公園玄関口であります養老駅に観光ボランティアガイドを配置し、ガイドツアーができるような体制をつくっていききたいと考えておりますので、養老公園の指定管理者や町観光協会、養老鉄道などとも連携しながら積極的に取り組んでまいりたいと思います。

二点目の改元マラソンの提言でございます。

養老町スポーツ推進計画に基づき、一町民一スポーツのまち・養老を基本理念としてスポーツ振興を進めております。現在、各種スポーツイベントを開催しておりますが、養老改元一三〇〇年祭に向け、ぎふ清流国体で養老町でもウォーキングを開催したことから、一過性で終わることなく、プレイベントの日にあわせふるさと養老ウォーキングを開催することで、養老改元一三〇〇年祭を町内外に幅広く周知するとともに、楽しみながら誰でも参加できるウォーキングを通して、持続的な町民の健康増進を図っております。

さて、水谷議員の御質問に関して、養老改元マラソンの御提言でございますが、昨年度の養老町制施行六〇周年記念事業に実施をいたしました養老新春マラソンを初め各種スポーツイベントを養老改元一三〇〇年祭PR事業と位置づけ、実施しました。

また、養老町制施行五〇周年記念事業では、養老スマイルグラウンドを拠点として、孝子の里養老ハーフマラソン実行委員会を立ち上げ、盛会に開催されたと聞いておりますが、実施に関しては、関係団体の事前協議や多数の競技係員及び運営ボランティアが必要であり、養老改元一三〇〇年祭の各種イベントがある中で、開催期日も考慮し、財政面も視野に入れなければなりません。よ

り効果的及び効率を鑑み、養老改元一三〇〇年祭後も継承できるイベントとして、養老新春マラソン大会やふるさと養老ウォーキングを親孝行の町にふさわしい大会として、三世代が交流できるイベントになるように、継続的に開催できるよう関係機関と協議し、検討していききたいと考えております。

次に、三点目でございますが、伝統文化の発表の場を町民会館で一堂に会してという御提言でございます。

平成二十七年一月二十二日に策定されました養老改元一三〇〇年祭基本計画の中で、本祭が行われる二〇一七年春に、ウエルカムイベントとして養老公園を主会場に町内各地区や各種団体が主体的にステージに出演し、郷土芸能や伝統芸能などを披露することとなっております。実行委員会が各地区や各種団体への呼びかけを積極的に行い、そのときに発表された郷土芸能や伝統芸能を、養老の日の催しの中や親孝行のふるさとフェスタ、町民会館で開催される各種イベントの中で紹介することを検討していききたいと考えております。

後継者不足から継承が危ぶまれる芸能もあり、伝統文化、伝統芸能の保護、維持が大きな課題となっております。伝統文化、伝統芸能に触れる機会を提供することは、本町の伝統文化を多くの町民が再認識、再評価するきっかけとなり、貴重な文化財を次世代に残すという面で重要であるものと考えます。また、このことは、地域に誇りと愛着をもたらし、希薄になりがちな地域のきずなづくりに大きな役割を果たすものと考えます。

伝統芸能の紹介事例として、これまでも成人式などで象鼻山太鼓を披露していただいたりしております。また、今年度の町子供会フェスティバルのアトラクションでは、高田祭の東山車組高校生保存会の皆さんに、高田祭りで演奏されるおはやしを披露して

いただき、来訪者の好評を得ることができましたので、町民会館で開催される各種イベントの中で、郷土芸能や伝統文化を紹介していくことを検討していきたいと考えております。以上でございます。

〔十三番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 二件目の質問は、大変意欲的な答弁をいただいたというふうに思いますが、有言実行でお願いしておきたいということを最初に申し上げ、再質問に入ります。

観光ボランティアガイドの関係ですけれども、教育委員会を含め、各課の連携が求められるわけですが、本町における観光ボランティアの事業主体をどのように考えているのか。また、近隣市町の状況も把握しておられれば、ぜひ答弁に反映していただきたいと思えます。

二点目は、先ほど答弁の中に、将来的に観光拠点に観光ボランティアガイドというふうな答弁でしたが、この将来的という表現ではなくて、せつかく意欲的な答弁をしていただいたわけですから、もう少し具現化した内容での実施を求めたいと思えます。

これまでも、前回参事が言われましたが、いろいろな課題には目標年月を決めて、その中で取り組んでいくと、そのことが一番行政に求められていることというふうな答弁もございましたので、こういう将来的という曖昧な表現ではなく、具体的にお願いしたいというふうに思います。二点です。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） ボランティア養成講座となりますと、事業

主体はやはり商工労働のほうでというふうになりますけれども、先ほど申しましたように、庁内でのワーキンググループでおの

おのに参加しておりますので、全庁挙げてこのボランティア育成事業を進めていきたいというふうに考えております。

近隣については、申しわけございませんが、私もちよつと把握をしていないので、御了承いただきたいと思います。

また、早期に具現化、目標をとということでございますが、本年加速化交付金をいただいて養老駅前の整備等をやるわけでございますが、少なくとも養老改元一三〇〇年に入ったころには、終日というわけにはいきませんが、少なくとも土・日においては、そういったボランティアガイドのような案内の方を配置できないかということを検討しておりますので、できる限りその方向に向かって進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく御理解をいただきたいと思います。

○議長（松永民夫君） 山中企業誘致・商工観光課長、補足答弁。

○産業建設部企業誘致・商工観光課長（山中秀樹君） ただいまの水谷議員の再質問でございますが、近隣市町の状況ということで御質問だったかと思えます。

全部の近隣を調べたわけではございませんが、まず関ヶ原町では、関ヶ原街角案内ボランティア協会というものを立ち上げまして、町の助成金をもって運営しておる協会でございますが、こういったものがございます。また、海津市さんにおかれましては、こちらはボランティアガイドの会というふうな、これは規約もつくられて発足されていますが、こちらは会費等を自主的に会員さんから徴収して、いわゆる自主運営をしておられるというふうな内容の規約を私どもも確認させていただいております。そのほか池田町さんにつきましても、最近、議員からも実は資料もいただいておりますが、ガイド育成の講習会等も実施されまして、そういったガイドツアーをされるといふようなことも、資料をい

ただいで私どもも把握をいたしております。

以上、三市町につきまして確認はいたしておりますが、まだまだほかにも実施されておる、例えば大垣市さんなんかもあると思うんですが、ちよつと詳細については手元に資料がございませんので、また調べて勉強したいと思っております。以上でございます。

〔十三番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） いろいろと答弁をいただいたわけでございますけれども、今提案した三つの事業は、そんなに何千万もお金を投じるといふ内容ではないと思います。そのかわり、職員の方に汗をかいていただかなくてはいけませんし、住民も非常に協力をするということが事業がなると思われますので、ぜひ有言実行で頑張っていたきたいし、議会でも応援するような形で事業をとともに進捗していききたいなというふうに思うわけですが、町民の中にはこういう意見もございます。本祭でどれだけお金をかけるのかと。年金が目減りし、生活が大変な中で、一三〇〇年祭はシンプルなものに、町の身の丈に合った取り組みにしてほしいという声も多数寄せられておりますので、住民の声として紹介をし、質問を終わらせていただきます。以上。

○議長（松永民夫君） 以上で、十三番 水谷久美子君の一般質問を終わります。

これもちまして、本日の一般質問は全て終了いたしました。

日程第三、町政一般に関する質問を終わります。

○議長（松永民夫君） これで本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。

本日は、これをもって散会といたします。

なお、議会最終日は、三月二十二日火曜日、午前九時三十分より再開いたします。

また、議員各位におかれましては、この後、北委員会室において議会運営委員会を開催いたします。その後、直ちに北委員会室において議会全員協議会を開催いたします。議会運営委員会委員以外の議員の方は少々待ち時間がございますが、御了解をいただきたいと思ひます。本日は御苦勞さまでございました。

（散会時間 午後二時三十二分）

右、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するた
めここに署名する。

平成二十八年三月十八日

議長 松 永 民 夫

議員 青 山 貞 一

議員 水 谷 久 美 子

